

令和 7 年筑北村議会 9 月定例会会議録 第 2 号

令和 7 年 9 月 1 1 日

令和7年9月筑北村議会定例会会議録目次

第2号（9月11日）

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○一般質問	3
吉 池 昌 昭 議員	3
山 田 直 幸 議員	1 2
勝 田 昇 議員	2 1
一之瀬 茂 幸 議員	3 1
窪 寺 務 議員	3 9
小 山 正 博 議員	4 5
玉 井 玲 子 議員	5 6
藤 原 孝 一 議員	6 1
○散 会	6 5

令和7年9月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年9月11日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1の議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	一之瀬 茂 幸 君	2 番	窪 寺 務 君
3 番	小 山 正 博 君	4 番	玉 井 玲 子 君
5 番	藤 原 孝 一 君	6 番	吉 池 昌 昭 君
8 番	山 田 直 幸 君	9 番	櫻 井 新 一 君
10 番	待 井 安 登 君	11 番	勝 田 昇 君
12 番	鎌 田 欣 子 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	堀 内 克 美 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 祉 課 民 長	宮 坂 英 幸 君	産 業 課 長	中 澤 明 彦 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	宮 下 聡 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君	代表監査委員	小 村 忠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 小川原 大 介 君

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和7年筑北村議会9月定例会第2日の会議を開きます。

録音、写真撮影の申請が出ておりますので、これを許可します。

上着につきましても、適宜に計らってください。

本日は一般質問です。本定例会の申し合わせにより、1人45分で行います。また、筑北村会議規則第55条の規定により、質疑の回数は同一議員につき、同一議題について3回を超えることはできませんので、議員各位にはこのことを踏まえ、スムーズな進行にご協力をお願いします。

なお、本日の質問者は8名となります。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 日程により、会議を進めます。

◎一般質問

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、一般質問を行います。

お手元にお配りした要旨に沿って進めてまいります。順番に発言を許可します。

◇ 吉 池 昌 昭 議員

○議長（鎌田欣子議員） 順番1、1、ちくほく新時代6つの政策の成果について、2、タイケン学園との契約更新について、3、温泉施設経営改善による繰り出し金減額見込みについて、4、村農業の将来について。6番、吉池昌昭議員。

6番、吉池昌昭議員。

○6番（吉池昌昭議員） 6番、吉池です。9月定例会の一般質問を始めさせていただきます。

ただいま議長より申し上げましたとおり、4項目について質問をしていきたいと思えます。

1番としまして、子供が著しく減少している現状を村長は子育て支援の充実ということで掲げて、村政をやるということで始めていますけれど、支援をする子供がこれだけ減っている現状を村長は4年間やって、どのように考えるか、お聞きをしたいと思えます。

以下については、質問席で質問させていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、子供の減少が著しい現状をどのように考えるかというご質問に、お答えさせていただきます。

出生する子供の数の減少がやはり最も深刻な問題と考えております。村長日程のとおり、私は出生祝い金、結婚祝い金はすべて手渡しで贈呈しておりますが、特に出生数については平成30年度は15人、そして14、次の年が14人、その後、17、18、13と、2けたをキープしておりましたが、令和5年度は7人、6年度が8人と、近ごろは1けた台となっていました。これは筑北村だけでなく、日本全体の少子化が急速に進んでいるからではあります、短期的な解決策はなく、これは日本全体が、済みません、もう一度訂正させていただきます。

これは日本全体の少子化が急速に進んでいる流れであります。2024年の出生数であります、68万6,061人と70万人を下回りました。国立社会保障人口問題研究所が、おとし公表しました将来予想では、出生数が68万人台になるのは2039年と推定しております。想定より15年ほど早く少子化が進んでおり、より深刻となっております。

厚生労働省では、若い世代自体の減少、それから晩婚化、晩産化が要因と考えており、急激な少子化に歯どめがかからない状況としております。

このように短期的な解決策はございませんが、村としては若者向け定住住宅の整備、村内雇用機会確保など、着実に進めていくことが必要で、移住者を増やすという観点で、時間を要する問題と考えております。

また、子育て支援というご質問がございました。昨年度給食費、保育園、小学校、中学校の無償化、そして今年度は子供の医療費の窓口の無償化を実施しておりますけれども、これもやはり今後子育て支援は充実していかなければならないと思っておりますけれども、急速に子供の数が減っていくということについて、早急な効果が出てくるにはちょっと時間を要すると思っております。

以上であります。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 村長の言っていることは日本全体で人口が減っているからという答弁ですけれども、私は村長が就任して、もう少しスピーディに住宅も建設するならする

という、毎年毎年の積み重ねが必要でなかったかと思いますが、その点について村長はどのように考えて、今現在考えているのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、私が村長に就任したときは、これは言いわけという言い方が適当かどうか分かりませんが、新型コロナウイルスの感染が拡大する時期でございまして、特に就任してすぐオミクロン株ということで、警戒レベル3、そして長野県でも被害が拡大して5、6ということで、そういう中で新型コロナの感染症拡大、蔓延防止ということで対応してまいりました。それが結果的に、例えば住宅建設ですとか、給食費等の施策のおくれと言われればそれはご指摘のとおりかもしれませんが、やはりこの子供が減ってる中で、パイの奪い合いになっちゃっている状況がございまして。そんな中で、それなりに施策は打たせていただいておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 1番についてはこの辺でやめて、2番にいきます。高齢者のひとり暮らしが増えている中で、村長は高齢者の安心・安全、ひとり暮らしでも村で生活してもらうようにサービス向上をやってきたんですけど、何人かの議員は村長の言っているデマンドバスのことについて、バス停でなくケダシ、ここらでいう表現で、家から出て広い道のケダシまでで乗れるようにしてもらいたいと言っても、やりませんでした。ということで、この高齢者へのひとり暮らしの対応、私が村内を回ったときに、ひとり暮らしの老人が、「ここにいても本当にみじめなもんですよ、私たちは」と、そういう声が聞こえます。それについて、ひとり暮らしの対応、村長はやったと思うんですけど、本当に切実な皆さんの声が本当にこの4年間で来たかどうか、村長の思いで結構ですので、お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 高齢者のひとり暮らしへの対応ということでございます。私も65歳ですので高齢者ということになるわけですが、特に後期高齢者以降、あるいは老々世帯、こうした方々については社会福祉協議会、あるいは民生児童委員会の皆様による見守り、あるいは緊急対応など行っております。その状況に応じまして、住民福祉課において個別に対応しているところでございます。

災害時においては、個別避難計画をつくったり、あるいはセーフティネットを築いておりますが、日ごろからの安否確認が重要と考え、今年度より社協の配食サービス事業や商工会の移動販売車事業に対して委託料という形で増額をさせていただきました。これは高齢者の方の悲惨な何ていうんですが、事故が相次いだことから、セーフティネットの重要性ということで対策をさせていただいております。

また、昨年度は「憩いの日」を増やさせていただきまして、この動向を見ますとかなり

固定的な方がご利用していただいているということで、よかったと考えております。

先ほどの質問の中で、デマンドバスについてのご質問がございました。私は公約としてフルデマンドということは触れてはございませんが、この村長になってから、各デマンドバスを導入しているところの村長さんの話を伺ったり、あるいは実際に利用させていただいてございますけれども、停留所の間隔を極力増やすことで、利便性を図っていくという考え方で対応してきておりまして、今回は22カ所増設させていただくと。その中には、そのバス停の付近に1軒というお宅が5～6カ所ございます。そういうことを通じて、なるべく停留所が増えれば、私はそれで目的は達成とは言いませんけれども、乗降の安全性ですとか考えた場合に、停留所を増やしていく形がよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 今回、任期近くなって、バス停をえらい増やしてもらっていますが、任期の初めごろからそういうような対応を私は本当はしてもらいたかったと思います。

次に、雇用の場ということで、若い人たちがここに住むことができるということは、やっぱり働く場というものがなければ、近いところに働く場がなければということで、村長は答弁でどうせ言うことは、ファームめぶきが来たと、それで雇用が生まれたと、それとまた今回の工業団地もまた来る人が内定しているということを言うと思いますけれど、難しい話は話なんだけれど、もう少しここで生きることを働く場を確保して進めてもらいたかったと思いますけれど、村長の考えはいかがですか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 働く場の確保はできたかについてでございます。進出された企業においては、村内の雇用は発生しておりますし、また、アルバイトの募集を含めて雇用を増やしたいというお話は伺っております。それから進出を計画されている企業からは、内定ではございませんけれども、一定数の村内雇用を強く要望されているところでございます。

企業誘致に当たり、企業にとっては人手確保が今や重大な課題となっていることから、村としてはさらなる住宅整備など、雇用確保に向けて協力体制が必要と考えております。雇用機会が増えたかということでございますけれども、改善されているということで考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 雇用のことについて、住宅もつくりたいって今、言いましたけれど、前回の私の質問で住宅をつくる計画は今ないというような答弁もあります。もっと将来を見越して、私は計画的なそういう移住者に来てもらって、雇用の場があるんだからという、やっぱりお膳立てをしていかなければいけないと私は考えます。

次に、農業のことについて、村長の公約の中にも荒廃地、獣害対策ということであるんですけど、私が前に一般質問したときに、個別の農家でなく大型の農業の法人に筑北村は頼るんだということを答弁がありました。実際に今の大型の農業をやっている皆さんで、本当にこれからの筑北村の農業が大丈夫かという、私は本当は疑問だと思います。そういうことでこのことについて、村長はどのように考えるか、お聞きをします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、前段の住宅建設の質問の中で、私は今、吉池議員のほうから住宅建設をする考えはないとおっしゃられましたけれども、私は記憶としてはいつそのような発言をしたのか、ちょっと定かではないので、確認をさせていただきたいなと思っておるところでございます。

まず、ご質問の農業の現状や荒廃地対策、大型の農業法人についてというご質問に答えさせていただきます。農業を取り巻いている現状は、高齢化、後継者不足に加えまして、肥料や農薬、農機具、農業資材、燃料に至るまで生産コストの大幅な上昇、また、深刻な有害獣被害など、厳しさを増しております。

耕作放棄地の拡大を食い止めるには、農業法人など大規模経営体に耕作してもらえよう、農業委員会やＪＡなどの団体、中間管理機構等とも連携を図り、農地の集約化を進めていくことが重要な取り組みと考えております。

先日も村内を巡回させていただきましたが、やはり大型の大規模な経営をされている圃場においては、飛び地が結構目立っておりますので、こういうところが集約化されていけばよいのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ６番、吉池議員。

○６番（吉池昌昭議員） きょうの「信濃毎日新聞」ですか、もう農業をやる人がいないものが、筑北村のことはまだキョウサイ……ないではですけど、30%、40%、多いところは50%というような、もう、つくる人がいなくなってしまうという現状。そういう中で、ここで暮らしていくのに今の村長の答弁で本当にこれからの農業を村のこの原風景を維持していくことは私はちょっとできないんじゃないかということを危惧します。

それと住宅のことについて、この前の一般質問だと思いますけれど、現時点では建てる計画は立っていないということは、村側から答弁がありましたので、見ていただきたいと思います。

次に、２番の質問へ入りますけれど、平成27年にタイケン学園の誘致とともに、公共施設、運動施設の無償で提供するというのを契約、覚書でなっていますが、更新はいつ行われたのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 今年の４月でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 更新を4月にしたということで、議会へ何の説明もないのは、私はどうかなと思うんですけど、その点についてどうでしょう。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 土地建物使用貸借契約書第3条第2項に規定する契約満了日の1カ月前までに、契約解除に係る書面による申し出がないこと、第8条に規定する契約解除に該当する契約違反がないこと、以上のことから契約を更新したところでございます。

契約内容については、議員においてもご承知いただいているというふうに認識してございます。

以上のことから、説明は不要と判断したところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 覚書には書いてありますけれど、では、どういう根拠で更新をこれ、したんですか。今の現状をどういう把握をして、たとえ話というか、言いますと、やすらぎ球場はもう独占的にタイケン学園が使用して、もう、ほかの団体は入ってこれないような現状、収入が2万8,000円で、やすらぎ球場1,200万円も維持管理費がかかっているんですね。そういうことをこれから10年、村は財政が厳しい、次の質問にもなりますけれど、財政が厳しい中で、これ維持をするのにみんな一般財源出して、やっていかれるんですか。どういう検証をしたか、お願いをしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 先ほど申し上げたとおり、契約違反がないこと、また、基本協定書第2条に規定する連携協力事項としまして、学校開設による教育、部活動等による文化・スポーツの振興、また、スポーツでの活躍を応援する住民の皆さんが少なからずいること、学生寮の設置による住民等の増加、道路の清掃作業等による地域振興と村の振興に寄与していると認識しているところでございます。

先ほど独占という話はございましたけれども、決してそんなことはなく、教育委員会のほうで他の団体で利用がしたいということがあれば、調整はしていただいていると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） そういうことになれば、これから5年間で毎年2,000万円ぐらいかかる財源、維持していくのに今年は本道体育館、去年もそうですけれど、今年もまた修理というか、しています。そういうどこも老朽化しているので修理をしていかなきゃいけないんですけど、そういう財源は本当にこれから子育て支援とか、若者定住、住宅建設、財源がないないと言いながら、そういうものに維持管理にかかっていく金はある。それはどこから出していくんですか、お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 先ほど維持管理費一千何百万というお話がございましたけれども、恐らくそれは工事等臨時的な経費も含めてのことだと思います。経常経費についてはそれより少なくなるかと思います。

議員、前らかおっしゃられているとおり、体育施設の使用料……ございます。合併協議を進める中で、住民を無料とした経過があります。寮生についても住民ということですので、ここでタイケン学園だけを議論することには甚だ疑問あるところでございます。全ての利用者、全ての施設全体で検討する必要があるものと考えております。

それと、今年、国勢調査が予定されておりますけれども、寮生の調査については先日学校等へも協力を依頼したところでございます。現在、寮生を含め村内に居住している生徒等 51 名いるとお聞きしてございます。本年度の普通交付税のうち、人口と算定する部分、1 人当たりの基準財政需要額が約 40 万円でございます。そうしますと年間約 2,040 万円がタイケン学園ウェルネス高校があるのとならないのでは、比較して増加しているということが言えると思います。

また、公共施設のマネジメントが必要となっている中で、村が管理すべき学校施設を有効に活用し、管理していただいていると認識してございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 交付税で 2,000 万円、それはわかります。それでも私は営業で筑北村で、公共施設を営業の人に私は無償で今までもう 10 年も貸して使ってもらっている。それが個人が体力増強とか、そういうことで使うのと、私は別に考えなければいけないと思います。営利企業がやっていることと、個人が健康増進でやっているものと同じように総務課長は今、答弁していますけれど、私はこれ、料金のことについて何か言っても総務課長は改定しようとはしないんですけれど、私だけでなくほかの議員もそういう、やっぱり使用者の平等性というのをもう少し私は考えていかなければいけないと思います。

次の質問へ移ります。今度は温泉施設の経営改善、村長、温泉施設の経営アドバイザー、検討委員会を開催したり、アドバイザーを頼んだりしています。一般会計、どれだけ繰出金少なくなったか、村長の幾らになるか、お願いしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 繰出金につきましては、3 施設ほぼ昨年と同じ数字になっております。温泉施設の繰出金の削減につきましては、常にコスト削減を意識しているところですが、市街地と違い村内では食材等の取り扱い店も少ないため、多少割高になっても配達していただける業者に頼らざるを得ない状況です。また、諸物価の高騰、人件費についても賃金単価の上昇に加え、賞与の支払い改定があり、従来の倍近い支給となっております。

売上はコロナ以前まで回復しつつも、以前に増し経費がかかっております。そのためとくら、坂北荘では食堂メニューの料金改定、入浴料の料金改定を行い、イベント等を開催

することで集客、売上の増加に努めておりますが、生活様式の多様化、変化により宴会の利用は激減しているため、大幅な売上増加は厳しく、一般会計繰出金を大きく削減するのは大変困難な状況でございます。

とくらは、経営アドバイザーを講師に迎え、職員研修を実施し、職場の環境整備や職員の意識改革を主要な内容として指導を受けております。研修を受けたからといって即座にコスト削減につながりはいたしません。また、利用者が倍増するわけでもございませんが、職員自らが考え、行動に移すことにより経営改善につながるため、今後は研修の成果を生かしていきたいと思っております。

また、指定管理を行っている冠着荘は、平成 30 年度の繰出金が 3,700 万円でしたが、指定管理を始めた令和 4 年度は約 1,500 万円、令和 5 年度については 1,400 万円、令和 6 年度については約 1,300 万円でした。この繰出金の中には、指定管理料と施設の修繕、村負担分の金額が含まれている額でございます。この金額だけを見れば繰出金の減額に効果があったと言えると思っております。

現在、温泉のあり方について、繰出金も含め温泉施設運営等検討委員会で検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 今、言っていることはわかりますけれど、村長は本当にこの委員会とかアドバイザーで何をどうやって削減するというので始めたんですか。何を削減することを目的に、それをお聞きます。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、温泉施設の検討委員会でございますけれども、これは前々から皆様方から言われておりますあり方検討について、1 回過去に提言いただいておりますけれども、コロナを経て今、このような状況の中で再度あり方について検討していただくということ、それからもう 1 点は入浴料金の改定。これについては今年の 7 月から実施をさせていただきましたけれども、こういった検討をさせていただいております。現在、あり方について検討していただいておりますけれども、繰出金をどうやって削減するかということではなくて、今の現状の施設の利用状況、今後のあり方について検討していただいておりますので、具体的にどうやって繰出金を減額するかという観点では検討を行っておらないと私は考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） そういうことになれば、経営改善でマナーの勉強したって経営改善にはならないと思うし、私はもう少し村民の貴重なお金を湯水のようにこれ、利用者負担というものをもっと考えてやっていかなきゃ、これ、私はもう、いけないと思っております。

次の温泉施設のあり方の結論は、委員会等でこの近いうちには出ないということです

ので、次の3番へ移りますけれど。今の冠着荘の指定管理者の現状、この経営をやっている中で、村長は本当に指定管理の契約に基づいた経営をしているか、その点についてどういう認識で今の現状をやらせているのか、お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 現在、冠着荘の指定管理を信州総合開発が受託して運営を行っております。指定管理者との協定書では、指定管理者が行う業務は、筑北村坂井保養センター設置及び管理に関する条例第14条に規定する業務としております。業務内容は、冠着荘の宿泊等の事業に関する業務、利用の許可に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、このほか冠着荘の運営に関し、村長が必要と認める業務になります。

また、健康館の設置及び管理に関する条例に規定する業務で、健康館の利用の許可に関する業務、施設及び設備の維持管理に関する業務、利用料金の徴収に関する業務、健康館に掲げるもののほか、冠着荘の運営に関し、村長が必要と認める業務となります。

現在、運営はおふろの運営については問題なく運営を行っております。レストランの運営については、合宿の受け入れが多くなる夏場については人員不足等により、レストランの運営を休止している状況です。指定管理の信州総合開発では、合宿の誘致に力を入れ、売上を伸ばしております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 今、課長から答弁がありました。村民が利用するのに不自由なく使えることが、商売ってやっぱりお客さんがいつ行ってもあいたり、使えるようでなければ商売っていけないと思います。やったりやらなんだり、やったりしている、宿泊もしているかわからないような状況、それでは村民はあきれて、もう、だれも利用しないです。そういう現状をつくっている中で、今、課長は答弁をしていますけれど、本当にあの答弁のとおり、本当は私はやってもらいたいと思いますが、村長はどう思いますか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 現在、冠着荘の指定管理料については、基本的には温泉を運営するいわゆる人件費、それからあと光熱水費等々でございまして、金額は先ほど申し上げたとおりでございます。その他、今年度はエアコンの修繕等施設管理については村側で実施をしているという状況でございます。

指定管理料の中で運営していただいているということで、信州総合開発様にはご協力いただいておりますけれども、なかなか人手不足、あるいは合宿が夏場、8月ですけれども、こみ合っていますどうしても態勢的にレストランの営業を中止せざるを得ないという状況でございまして、そういう中でもいろいろ企業様の努力で、休みはとってはしまうんですけれども、おふろは営業しておりますし、レストランも9月からまた再開して、私は何度か行かせておりますけれども、一定の方がご利用していただいていると思っ

ております。

また、営業しているか、休館かということについては、今、のぼり旗でやっているわけ
でございますけれども、そこら辺も含めてまた協力体制をつくっていきたいと、いければ
いいなというふうに思っております。

○議長（鎌田欣子議員） 6番、吉池議員。

○6番（吉池昌昭議員） 村長が現状に満足しているということですので、これ以上言いま
せんけれど、時間が7分ほどですので、これで6番、吉池の一般質問を終了します。1個
はもう、いいです。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で6番議員の一般質問は終了しました。

◇ 山 田 直 幸 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番2、1、工業団地の進め方について。8番、山田直幸議員。
8番、山田直幸議員。

○8番（山田直幸議員） 8番、山田です。ただいまから令和7年9月定例会における一般
質問を始めたいと思います。

初めに、さきに送っておりました通告書の中で、誘致企業の発表の時期ですが、6月定
例会ということで記載させていただきましたが、7月の全員協議会ということでしたの
で、間違えをおわびして訂正させていただきます。

さて、議員任期最後の一般質問でもあり、改選を迎える村長にとっても私にとっても1
つの節目となると思います。4年間様々な質問を村長に伺ってきましたが、思い返せばで
きたと思うもの、消化不良で終わってしまったものなど、思い返されます。最後に選んだ
今回の質問は、この4年間で何度も伺いしてきた工業団地に関する件です。

ようやく新たな企業誘致へ向け、動き出したことに関しては喜ばしいことでもあり、村
民の関心も再びわいてくるのではないのでしょうか。しかしながら先日の全員協議会の中
で、一部説明はありましたが、まだ村長が示された企業、工事期間などを含んだ進め方
に対して、議会、住民に説明が不十分な部分があると考えています。そこで7月に工業団
地や新規企業との合意が案内されたわけですが、B区画を中心とした企業誘致の経緯、及
び内容に関する質問を4点に分けて伺いいたします。

1点目としまして、議会への事前報告と今後の進め方についてです。具体的な企業名が
発表されましたが、守秘義務の観点から村長は常々答弁の中で案内可能な時期に議会に
報告すると方針が示されていました。にもかかわらず今回の企業に関する件は、プレスリ
リースと同時に発表が行われました。今後は土地売買などを含む議決案件も必要とされ
ます。村長自身も2期議員として活動してきた中で、様々な案件はあったと思います。常

に議会に対してこのような周知方法だったのでしょうか。昨年の住民票のコンビニ交付に関しましても、事前の詳細な案内はなく、議会開催中に大型の予算が提示され、議会としても対応に困った部分もあったことは記憶に新しいところです。

なぜ今回も議会への事前報告がされなかったのか、また議会を軽視しているような印象を受けてしまいます。今回の件は、村長トップ案件であり、なぜ今回の企業になったかなどの詳細な説明は8月の全員協議会でも説明されず、いつ議会に対してあるのかと待っている状況でした。

また、担当である建設産業委員会も開かれず、今会期中の委員会のみといったことを踏まえて、今後、議会に対しての説明、周知方法、時期など、村長の考え方、進め方について改めて伺いたいと思います。

以下の質問は、質問者席にて行わせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、ただいまの進出企業の企業名の公表に関して、議会軽視ではないかというご指摘をいただきました。

まず、経緯について若干お話をさせていただきたいと思います。私は常々用地については、村側で造成するのではなく、現状渡しを基本に交渉してまいりました。先方については、土井鋼材様でございますけれども、今までの事業所は全て造成された用地を取得して工場を建設されてこられたため、まとまった平坦な用地を当初より強く要望されておりました。このことから方法として村側から2つ提案をさせていただきました。1つは村側で造成事業者を紹介するので、先方にて造成工事を行ってもらう。もう1つが、村側で造成工事は行いますけれども、造成に要した費用については用地の売却単価に含めるということで、ただしこの用地の売却単価の設定については、ファームめぶき様の用地売却時の単価設定と同じ考え方で算出し、請求するというものでございます。ファームめぶき様の用地売却時の単価設定の考え方というのは、用地を取得するのに要した費用、それから造成等の工事に際してかかった費用、さらには測量費等でございます。

この件について、先方企業が検討された結果、後者、つまり村側で造成を行ってほしい、ただし造成費用は極力抑えていただきたいということでございました。この時点におきまして、現在、境無橋の工事用残土の受け入れが見込まれておりましたので、これとあわせ他の公共施設等で発生した残土で土質検査を行った結果、問題なければ可能な限り受け入れるということで、造成費用は抑えることは可能と先方に回答いたしました。

以上の経緯を踏まえまして、7月19日、横浜の本社へ出向き、土井鋼材様と基本的な合意が得られたということと、それからあわせてそのときに企業名を公表することについても了解が得られたということでございまして、これにより7月の議会全員協議会に私から企業名を公表させていただきました。

このような経緯でございます。進出をされる企業の企業名を議会へ事前報告せずということでもございましたけれども、7月の議会全員協議会においては私の村長選挙への態

度表明とあわせて企業名を公表させていただき、このときに新聞社が同席されておりましたので、プレス発表となりました。そういうことでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 村長、答弁のほうは、ありがとうございます。何が一番言いたいのか、企業名を知りたいのではなくて、そこに至る過程をもっと共有していただきたいということです、私が言っているのは。今回の議会と行政は車の両輪だと村長もお考えだと思っています。しかしながら今、いただいたこの情報というのは、もう、あまりにも閉鎖的な中で進められていた話が、決定事項だけを知らされているという状況になっています。あのような形で発表されますと、住民の受け方としては、議会も承知をしているんだと、そういったふうに誤解を招いてしまう可能性もあるので、今後はもう少し詳細な、何か話していいことがあれば、話していただければ議会としても一緒に考えていきたいですし、私たちは住民に選ばれた代表でもあります。よりよくするためのアイデアや意見をお互いにコネクトしていくことを忘れずに、お願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。企業との合意内容についてです。先ほど村長、合意という言葉も出てきましたが、発表の中で先方との合意はできているとのことですが、その合意は文書によるものなのか、口頭のみ合意なのか、具体的な内容、合意方法についてお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今の2番目のご質問の前に、その経緯を議会の皆様にも逐次報告することが、私はそれを何ていいますか、できなかったという言い方はよくないんですけれども、本当にボールが二転三転、四転五転ということで、一時は何ていうんですか、いわゆる今ののり面の強度の関係で、先方からは構造物を入れて土地を担保してほしいというようなお話がございましたので、これはちょっと厳しいかなというようなことで交渉を何度か重ねておりますので、常に一定方向で来たわけではなくて、かなりいろいろなことで動いている中で、逐次なかなかご説明する、今の現状、二転三転している中ではできないということはご理解いただきましたかと思います。

それから2番目の今のご質問でございます。文書を取り交わしたかということでございますが、基本的な合意が得られたので、先ほど申し上げたないようで先方の社長様と文書で、基本の合意の内容は先ほど申し上げた内容で、取り交わさせていただきました。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 先方の社長さんと合意ができたということで、済みません、ちょっともう一度聞きますけれども、文書で合意されているということですか。それでしたら文書で合意できているムラですとか、提示できるものがあれば議会のほうにも見せていただきたいと思います。

全員協議会の中で早い段階での用地売買を相手方と完了したようですが、売買契約終了後の土地に関する責任はすべて相手企業が負うということで合意しているのか、埋め土ということもあり、脆弱な場所だということから、心配される追加工事など考えても、その中身について詳細な取り決めは行われ、その文書の中で既に取り交わしが行われているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今のご質問でございますが、合意文書の内容については極めて何ていいますか、いわゆる村側で造成工事を行うということ、それからかかった費用については先ほど申し上げましたとおり基本的なめぶきさんと同じ考え方で用地取得にかかった費用、それから造成にかかった費用、測量費という内容、あと造成工事が終わった後、両者立ち会いのもと、測量した上で面積を確定させるという内容でございます。

それからB区画の残土の受け入れについては、これはご説明させていただきましたが、松本建設事務所及び千曲川河川事務所が搬入費用を負担させていただくということで、村としては埋め立て、それから転圧等の造成工事部分となります。村側の工事分については、今回の補正予算に盛り込ませていただき、工事完了後、測量、登記事務等を行うということでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 売買契約が終わった後の、その土地に関する責任という部分に関しては、もし何か起きてはいけないんですけども、災害ですとか、そういったものが起きたときの責任というのが、こういった形で取り交わしが行われているのでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 要するに売買契約が恐らく今のスケジュールでいうと来年度になろうかと思っておりますけれども、いわゆる売却ということで、村側の瑕疵はないと私は今、現時点では感じております。まだそこまで先方とは詰めておりませんが、いわゆる先方側でボーリングを2～3カ所行うという話は伺っておりますし、それでいわゆる工場棟、それから事務所棟、あと社員寮を建設されるということで伺っているところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） まだ深いところまでは合意に至っていないという解釈で私はとらさせていただきます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。財政的な持ち出しと今後のタイムスケジュールについてです。従来、村長の考えでは村の財政的な持ち出しはしないとのことでしたが、先日の協議会の中で村から2パターンの整地方法を提示したとあり、村が整地をしてから売買契約をすると決めたと説明がありました。そこでB区画への残土受け入れを決定し、その費用を含めた土地代の金額を負担してもらう考えのようであります。まだ何も

議決されていない状況ですが、今後のタイムスケジュールや具体的な進行計画を村長は相手方よりプレゼン資料としていただいていると考えるのが普通だと思います。以前、議員の紹介で取り上げられた企業に関しては、プレゼンの資料など提示されていないといった経緯があることから、今回は確実に存在するものだと私は思います。今回、村の財政から先行してお持ち出しを決心させるだけの村長を納得させる資料があるのであれば、速やかに議会にも共有していただきたいと考えています。誘致完了までに不透明な部分が多いため、今後追加で想定される財政支出、タイムスケジュールなどについてお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、今回の補正予算に盛り込ませていただいた内容で、若干スケジュールに関する部分をご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、境無橋については松本建設事務所の県道改良工事、大町ダム関連工事については千曲川河川事務所の管轄であり、それぞれの工事において発生する残土を切田地籍のB区画へ受け入れる計画でございます。

土質調査により問題なしと判定された土砂についてでございますが、運搬費用は各事務所が負担することとなっております。大町ダム関連工事の土砂は既に問題ないと戦時検査結果の報告がございました。この受け入れによりまして、B区画は平坦な用地になると考えております。ですので残土についての運搬費用は発生しておらないということでございます。

また、埋め立てについてでございますけれども、盛り土規制法が強化されております。県が策定した盛り土規制法に基づき、県の指導を仰ぎながら、のり面の安定勾配がとれる30度以上の勾配にして埋め立てを行ってまいります。盛り土規制法の申請を行いますけれども、許可がおりるまで相当の期間を想定しておるので、現時点で搬入の開始時期を12月ごろと予定してございます。

また、今回の補正においては、埋め土の、残土の埋め立てや転圧など、造成にかかる費用を見積もってございます。大町ダムの工事の受け入れにおいては、交通誘導員の費用も盛り込んでおりますが、今後、台数、あるいは時間帯など、千曲川河川事務所と詳細を詰めてまいりますので、今回の補正予算については見込まれる費用の最大値として計上したところでございます。

今後の売却時期の見込みでございますが、工場用地の受け渡し時期については来年3月まで埋め立てが完了できたとした場合、令和8年度の前半に用地の測量を行い、先方と現場を立ち会った後、最終的な売却面積を確定させます。その後、測量費を含めた造成費の実績を集計しまして、用地の売却単価を算定するという流れでございますので、現時点で売却単価は決定したわけではございません。

また、最初に申し上げましたとおり、売却単価の設定の考え方はファームめぶきさんと同様でございますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 今後の財政的な支出に関しては、今回の土地のことだけに関してというところでは、追加されるところはあまり想定していないということでした。

私はもう少し知りたいところでいうと、土地を売却した後の、一体その土井鋼材様はどれぐらいの時期から稼働を開始したいのかとか、そういった、建物の大きさはどれぐらいだとか、そういったものが、先ほどの質問の中でもしたように、グランドデザインの的なものは先方をお持ちだと思います。そちらもぜひ皆さんに共有していただいて、この機運を高めていったほうが、私はいいと思うので、今回、上程されている議案はありますが、ある程度の私たちに案内する時間はあったと思います。しかしながら今回、口頭での説明を受けているだけで、間違った情報を私たちは住民の方にアナウンスしてしまう可能性もなきにしろあらずです。ぜひとも先ほどもお話ししたように、誘致予定企業の全体的な、稼働時期も含めた全体的なグランドデザインの提示も、また改めて強く要望したいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、先方の企業は全部で今、23の事業所があるかと思っております、私も2～3カ所工場を実際に見せていただきにまいりました。大きくいきますと、やはり鉄鋼、鋼材を扱うということで、屋根が高い、15～16メートルの高さのもので、幅が、ちょっと今、計画は具体的に示されてはおりませんけれども、私が見させていたのは工場棟の建設する場所、あるいは事務所棟、それとあと寮の位置ということでございまして、まだこれ、正式に先方から提示されたものではございませんので、また今回先方からそういった情報が得られれば、また議会の皆様にもお伝えしたいと思っております。

事業の内容については、鋼材を扱って、その鋼材を企業、何ていうんですか、需要者の要求に基づいて切断、加工するという内容でございます。また先方より当然議会の皆様、それから地元の皆様、そしてファームめぶき様にも説明会を開いていただきたいということはお願い申し上げますので、そのときには資料等、用意していただいて、説明していただくというふうをお願いしておりますし、先方もそれについて同意しております。この点については、文書は取り交わしてはおりません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 具体的なものがまだ、全てが完成しているグランドデザインはまだないということで、私は受けとめました。

そういった中で、来年度中に土地の売却単価が決まって、それで相手方と交渉するわけですが、その後の時間的なタイムスケジュールを考えると、やはりかなり時間がかかると思います。先方としてもやはり新たな事業ですので、一日でも早く稼働できればそれだけの収益につながると思います。

そういったところで、先方さんが予定されている、土地の状態にもよると思うんですが、大まかな稼働、操業開始というところが何かお話があったんでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、土井鋼材様と、操業の時期についてでございますけれども、具体的なタイムスケジュールはまだ伺っておりません。というのは土井鋼材様は長野県にいわゆる事業所がない、近隣というと群馬県、新潟県、あと愛知県にあるということで、長野県は空白地帯ということで、拠点をつくりたいということでございました。私が聞いている範囲では、千曲市のインター近くの用地等をいろいろ当たっていたという中で、今回筑北スマートインター周辺ということで、とにかく用地を早く押さえたいということで進められておりますので、今後また工場も建設、あるいは今、一番危惧されているところは、社員のいわゆる確保、二十数名ですけれども、そういったことが村にも協力を求められておりますけれども、そういったことも含めて、あとは建設するための資金調達等あると思っておりますけれども、それもまだ具体的なところまでは詰め切れてはおりませんので、とにかく用地を早く取得したいということで、村としては進めているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） まだ相手方もそこまでのスケジュールが確約されたものがまだないということですので、今後、村内の雇用も見込めるという中では、ぜひ一日でも早くという言い方はおかしいですけれども、そういった、このときにはもう、できるんだということが、村民の方の中でも周知されてくれば、あ、筑北村の中でもやはりまた1つ新しく職場ができるなど、そういったものが将来の就職するときの選択肢の中に入ってきますし、そこから波及する仕事というのも必ず出てくると思います。ぜひ先方の土井鋼材様とは、その辺の大きなスケジュール感でも構わないので、またそういった中で発表できるものがあれば、少しずつでも住民の方に知らせていただければ、住民の機運がまた高まると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。庁舎内での横断的な検討の実施と安全性の担保についてです。再三安全性ということでは今も答弁いただいておりますけれども、かねてより企業誘致に関しては関連する課の連携を図り、横断的に進めていると伺っているところです。今回、7月の合意に至るまでに村側として想定される事項などの確認は全て済んでいたのでしょうか。議会として時系列で今回の案件がどのように進められているのか、細かいことはわからないため、急ぎすぎるあまり見落とししている点があるのではないかと心配なところもあります。先行して稼働している株式会社ファームめぶきへの案内を含め、自然環境への配慮など、庁舎内で横断的な検討が十分に行われ、課長会議等でもさらに検討され、村長だけの判断ではなく村として合意できると判断したのか、お伺いしたいと思います。

また、企業誘致予定の土地は盛り土が大半を占め、先ほども言いましたが、脆弱な地形

です。合意に至った企業は相当な重量があると考えられますが、立地も含めた安全性の担保について十分な検討を建設課などとも行い、相手方との相互理解は得られているのか、改めて最後にお聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、企業誘致に関しては、私、それからあと観光課が担当で窓口でございますので、そこを中心として進めてきております。ただし特に建設課、あるいは売却に当たっては総務課でございますけれども、随時課題が生じた時点で打ち合わせに同席していただいて、それで土井鋼材さんと折衝してきたという経過でございます。

また、ファームめぶき様については、今年の夏祭りにおいて、平賀社長を初め幹部の皆さん、それから親会社の日穀製粉の社長さんもおかわられまして、新社長の見える中で、夏祭りの場でいろいろそういった部分についてもお話しする機会がありまして、また、先方についてはまた、ファームめぶきさんについてもいろいろな今後の展望の話も伺ってきたところでございますが、いずれにしても先ほど申し上げましたように、議会の皆様、それから地元の皆様、そしてファームめぶき様にもきちんと説明していただけるということは、先方に申し上げておりますので、また時期を含めて詳細な部分は、私からではなく先方から伝えていただけるように、また交渉してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） 今後、想定されるリスクですとか、そういったものは事前に、そとときに問題が起きたから村のほうで対応するのではなく、村が考えるリスク管理というものは必ず持っていなければいけないと思いますので、やはり全体図がまだしっかり見えていない中で想定されるものに関しては、前もって村側のほうからアクションを起こして、ぜひ先方さんと今後も話し合いを進めていただきたいと思います。

また、ファームめぶきさんへは説明ということですが、やはり今の段階では口頭でどうだということぐらいでしか、ご説明できていない状況だと思いますが、現時点ではファームめぶきのほうからそういった業態のものは来ても大丈夫だということで、確認をとっているのかというところで、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、一番のリスクは、ほとんどの企業が来られてもうちの村の場合、水が足りないということでございまして、今回の企業様に当たっても水の使用量については伺っておりまして、今のところその点はクリアされているというふうに感じています。

それからファームめぶきさんにつきましては、特にこの間、お話ししたときについても、何ていうんですか、否定的といいますか、そういう話ではなくて、いわゆるにぎやかになるということはいいいんではないかということでございましたので、私としては今、申し上げますとおり、土地の部分は先方でボーリング調査をやっていただけるということで

ございますので、そういった部分を含めてリスクは今、特に大きなリスクというものは考えておりませんが、やはり一番は人が、村内の雇用を確保してほしいという部分が強く求められておりますので、これについてはさらなる住宅整備を進めるということが必要ではないかなと感じております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 8番、山田議員。

○8番（山田直幸議員） ファームめぶき様のほうから、そのような回答をいただけているということであれば、一抹の、全体図がまだ詳細な説明ができていない中で、にぎやかになるというような、それだけとってみれば非常に喜ばしいことですが、ファームめぶきさんも詳細な内容がわからないまま、そのような回答したなかったのかなというの、若干受け取れます。

そういった中で、今後どの辺が操業、稼働がいけるかということはまだ未定ですが、村長時々C区画のことについてもお話があります。そういった中で、C区画との兼ね合いも見ながら、逆転するような操業開始というの、逆にあるかとも思います。それを踏まえて、全体的なところで筑北スマートインターチェンジも完成しました。周辺の土地に興味を示してくれる企業も今後もまた考えられると思います。4年間ほとんど正直進行がなかった場所が動き出した今だからこそ、これからのあの場所に関するデザインを村として考えなくてはいけない時期なのではないのでしょうか。

この議会が終われば、改選を迎えますが、どのような結果であれ、今回の案件が筑北村にとって重要な案件であることに変わりはありません。今後も住民、議会への丁寧な説明と相手方企業とのさらなる連携を図り、村民益につなげていただき、人口減少、若者流出をとめるために、よい方向に進むことも私は祈念しております。

以上で8番、山田の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で8番議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩いたします。再開は10時25分からとします。休憩しますので。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

一般質問に入る前に、村より訂正の申請がありましたので、これを許可します。

村長。

○村長（太田守彦） 先ほど8番議員の答弁の中で、私ののり面の安定勾配の答弁をさせていただきました。私は「30度以上」と申し上げましたけれども、正しくは「30度以下の勾配にして埋め立てを行ってまいる」ということで、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（鎌田欣子議員） では、再開します。

◇ 勝 田 昇 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番3、1、温泉施設の繰入金について、2、企業誘致に関する村の費用負担について、3、デマンドバスについて、4、高齢者福祉施設問題について。11番、勝田昇議員。

11番、勝田昇議員。

○11番（勝田 昇議員） 11番、勝田です。

今回、9月の一般質問は、筑北村は4村が合併の予定が3村になって合併していると承知しております。合併構想のときから、ボタンのかけ違いで20年たった今も、私も含め村民の方々が疑念を生じているのではないかと思っております。その中で、特にデマンドバスとか、公共交通、先ほども何人の議員さんもお心配しているように、温泉統合とか、村民の移動ということに関しまして、非常に懸念をされている議会の議員が多いということは、今回の質問の内容を見ても温泉問題、交通問題に関して、今回、8名の質問者なんですが、その4名さんが同じような項目を議題にしておられます。

ということはやはり皆さんがそれほど重要に思って、どこかを変えていかなければならないのではないか、また、村長並びに行政の方にどんな住民サービスがこの村にとって大事なのかということのお話を、ぜひ行政用語でなく生きた人の言葉として、何条何項何号というような形でなくて、次分に置きかえたときにどのように答えるか、職員さんのことにすれば、やはりそういう規則の中で仕事をなさっているから、どうしても予算についても項の3号の目のという話なんですが、村民にとってみれば項も目も関係ないんですよ。自分たちの生活をよくしてくれているかということの会話を聞きたいということなので、それを踏まえて、今回4つの質問をさせていただきますが、これからの質問は自席にて質問を行います、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 続けてお願いします。

○11番（勝田 昇議員） 最初の質問ですが、この質問シェウシにありますように、温泉施設に対する繰入金問題ということで、先ほども同僚議員が説明がありましたように、これ、私、ちょっとあまり得意ではないので、間違っていたらむしろ行政の方から修正のものをいただきたいなと思いますけれども、先ほども村長もお話しのとおり、やはり村民の

生活に重要なものというのは、しっかりとやっていきたいなというような思いが伝わるんですけども、6番議員がおっしゃったように、繰入金を圧縮する、繰入金を圧縮するために研修をしたら圧縮できるのかということのような話がありました。

私、これ、村民の方、あまり承知していないんじゃないかと思いますので、違う点で申し上げますと、令和7年当初予算の温泉施設に対して、一般財源から繰り入れた金額を申し上げますと、とくら温泉施設で5,349万円、1人当たり1万3,450円、坂北荘2万4,336円、ごめんなさい、2,433万6,000円、1人当たり6,120円、冠着荘、指定管理ですが、指定管理料として2,131万5,000円、1人当たり5,360円、そして合計で9,914万7,000円、1人当たり2万4,936円。これは温泉に行かなくても、村民1人当たりが負担している金額なんですよ。そして先ほどお話しいただいたように、温泉委員会さんのご苦勞もあって、村長の答申したのが値上げ。値上げで今、言ったように、とくら温泉に行こうかな、疲れているから。考えたら1万3,450円、70歳以上で400円、支払っているんですよ、やっぱり400円。本来ならば支払わなくても無料の日を村長は2日を3日にしたとか、いろいろ増やしたとかいうお話がありますけれども、本来ですと、毎回私、言っていますけれども、おふろって1回わかしたら、ずっとわいているはずなんですよ。お客を求めるためには、1日1回わかさなきゃいけないんですね、そういう商売でしたら。それをこれだけの費用を出してやるということ、こういう形の一般財源の使い方よりも、もっと有効な一般財源の使い方があるんじゃないかという観点から、私は今回、繰入金を何とかこれ少なくする方法、せんだつても全員協議会で申し上げたとおり、やはりうちの施設の人件費比率って大きいんですよ。だからどう比べても大きいんです。これを是正しない限り、繰入金が減るはずがないんですよ。

サービス向上といってホテル、旅館の組合さんから、協会からいくら講師を呼んでも、結果が出るのは3年後、出ていいぐらいですね。だってサービス業という教育がなされていない人が、サービス業に携わるんですから、それは無理ですよ。今、ちょうど教育長と目が合っちゃったんだけど、学校の先生の勉強をしていない人に生徒を教えるといったってなかなかこれ難しいですよ。そういうことからすれば、サービス業の経験がない人にサービスをサービスといっても難しいと思うんですね。

その観点からいきますと、ぜひ村長にお答えいただきたいのは、これだけのお金を投入して、これからもその金を投入し続けるのか、もし続けるとすればいつごろまでならば、どういう状態になればやめられるのか、村長自身もやめたいと考えていらっしゃるかもしれないですね。その辺のところの村長の胸のうちをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 勝田議員の幾つか観点がございましたので、まず1点目の経営アドバイザーでございます。昨年度から経営アドバイザーということで、講師をお招きしておりますけれども、当初の目的は職員の接客に関する指導でございまして、今年度はさらにそ

れに加えて、サービスの質についても助言をいただいているところでございます、経営改善ということではなくて、いわゆるサービスの向上について協力をいただいているという理解でございます。

それから今、1人当たりに村民がどれだけ負担しているかという話でございます。経常的な費用と、それから施設が老朽化しておりますので、当然ながら修繕料も莫大になっておりますので、そういった部分で高額になっているということでございますが、特に坂北荘、それから冠着荘については村内を含め、利用者が多い。平日についてはとくらは村内の方が利用されるし、週末はよそからお見えになれる方が多いということでございますけれども、私は福利厚生施設として機能を果たしているのではないかとということでございますので、極端に特定の方々が利用されているということではないかなと思っております。

特に先ほども申し上げましたとおり、無料入浴日の利用というのは、もう本当によく皆さん来ていただいておりますし、平日についても特に夜の部分は女性の方がゆっくり入られるというようなことで、私は利用はサービスがあるから来ていただいているというふうに思っております。

ご質問のいわゆる温泉施設への一般会計からの繰出金が非常に多額であると、このことについては全くそのとおりでございます、本当に改善をしていかなければなりません。その一環として7月には入浴料金を値上げさせていただきましたし、食事メニューについても値上げ、あるいはとくらは宿泊料金の値上げも行っておりますけれども、こういった値上げでも赤字の解消というのは限定的になってしまっているというふうに考えております。

いつまで繰入金が続けるのかとのご質問でございますけれども、温泉施設については住民の福利厚生施設として、憩いの場としてご利用されておりますし、老朽化による修繕は施設がある以上、毎年多額になっておる現状でございますけれども、私は先ほど申し上げましたとおり、福利厚生施設として使って、要するに大幅な修繕が見込まれたり、あるいは人が集まらなくてなかなか営業ができないといった状況にならない限りは、施設が使える限りはそういう場として利用していただくのが望ましいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11番、勝田議員。

○11番（勝田 昇議員） 村長はいつも言っているように、福利厚生施設と考えるならば、ああいう温泉施設を業態変更したらいかがですか。前にも全協でもお話ししました。ホテル旅館業とうような業態でやっている限り、やはり法律の枠の中でやらなきゃいけない。ならば業態変更して、村の本当の保養施設ということであれば、村の先ほど冒頭にお話ししたとおり、何条の何項、何項を使えば何かになるとかということで、とにかくそういう繰出金、今、言った1億円近い繰出金を何とかしなきゃいけないという意識を本当に持つ

ていただかないといけないと思いますので、ぜひその辺のところを具体的な方向でお願いしたいと思います。

6 番議員のことも、いろいろ聞いておりますので、また時間もありますので、いつも私、オーバーしちゃうものですから、ちょっと今日は早めにいきますけれども。

2 番目の企業誘致に関する村の費用についてをお伺いいたします。

この費用も、先ほど 8 番議員の質問にも丁寧に村長がお答えいただいて、せんだっての全協においても村の負担はないということで、お話は伺いました。ですけれど私はこの村にお世話になってからも、いつも思うんですが、やはり S I C とか、何かの企業とか、計画にきちんとしたタイムスケジュールなり、設計図といいますか、そういうものがないがために、先ほども村長はそういうお話をしているのかなと思ったのは、山田議員の質問に、いや、それが二転三転と、二転三転はないんですよ。計画に二転三転があったら困るでしょう。二転三転相手が言ったら、冗談ではないと、うちの村はこういう方針なんだから、二転三転するはずはないということにしないといけないんですよ、私はそう思います。

それから冒頭に申し上げたとおり、筑北村が誕生したときにも、S I C の建設の話があったときも、やはり今ごろになって B 区画だとか C 区画だとか、そういうことが埋め土にするとか埋め土にしないとか、最初から工業団地の構想があったのかという点に、まず私は疑問を持って今までもこういうことで質問させていただきましたけれども、あまりにも事業に対して俗にいうもう 20 年前の御巢鷹山ではないですけども、ダッチロールすぎますよ、こっちだあっちだ、こっちだあっちだと。結局墜落ですよ。

そんな村政では私はいけないと思うんです。なぜかという、村長がここはこうすると言ったら、もう、そうするんですよ。無償で貸し出したんだから、無償にするとそれでいいではないですか。その次に今年の改選があるように、そのときに選ばれるか選ばれないかは、それを判断するのは村民であり有権者なんですよ。だからそんなことは気にしないで、伊東市長を見なさいよ、あれだけもめておいて、最後に解散ですよ。権力の行使と言われればそうかもしれないけれど、そのぐらいのことで腹を決めてやっていただかないと、いろんな質問も迷うばかりですよ。

ですから今回の工業団地の誘致問題も、私、少なくとも土井鉄鋼さんはどんな業種なのか、鉄鋼鉄鋼といいますけれども、いろんな鉄鋼があるんですね。47 階のビルを建てるための柱を組み立てて、その 16 メートルをここでもって溶接したり切断したりして、やるのも鉄鋼業だと思うんですね。フライパンつくるのももしかしたら鉄鋼業かもしれません。そういうことを明確にして、今回の企業はこういう企業ですと、そしてなおかつこういう計画で来ますと。なぜかというところに土地があって、なおかつインターが近いから輸送しやすいんだとか、向こうのメリットはこうあるんだと。だからうちが、筑北村が造成しなくても自分で造成しても来ますよというぐらいの意欲なんですということであれば、それはそれでちゃんと説明すればいいではないですか。雇用が 30 人が、30 人と言われて雇用間に合います、今の人口比で。46.1%の高齢化率で。そのうちの村長も 1 人入

っているらしいですけど、今のお話の中で。

ですからここでお伺いしたいのは、契約、今、山田議員の説明の中に、この村の費用をかけないという方向で今、いっていますと。でしたらそういう方向の中で決めたんだったら、契約までの期間、それから陣容ですね、そういうことを明確にさせていただかないと、またダッチロールが始まるのではないかなと思うので、ぜひ契約期間とか、それと委員会とか全員協議会の中で、そういう計画はもうオープンになったんですから、その辺のことを発表していくお心があるかどうかを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） まず、今いろいろご指摘をいただきました。現状、私の対応についていろいろいただいているわけでございますけれども、先方の企業様とは今、二転三転と申し上げましたけれども、やはり交渉ごとというのはこれは当然のことながら先方の要望もありますし、村側の事情もございます。まず最初に申し上げましたとおり、一番心配なのは水は大丈夫か、土地は大丈夫なのか、そういったところでございまして、水については何とかかなりそうだ。それから用地については向こうは平らにしてくれと。でも村としては何とか企業様でやってくださいというようなお話で、いわゆる村の考え方はお伝えしていますけれども、いろいろやはり向こうからも要望があって、最終的には公共事業で発生する残土が見込まれるので、先方は拠点はこちらにはないという状況で、村側で対応してほしいと。いわゆるのり面については、最終的にこれもいろいろありましたけれど、私もかなりこれは無理かなと思ったこともございますけれども、今、申し上げましたとおり、安定勾配を確保した上で、どうですかということでご理解をいただいたわけでございますので、そういった状況が逐次動いている中で、ご報告することは動いている中でございますし、いつ向こうがだめと言ってくるのわからないことがありました。そういうところでご理解をお願いしたいと思っております。

それからいろいろ全体像がどうという話もございますけれども、今回のB区画、それからC区画についてまだお話が来てはおりますけれども、明確にビジョンというんですか、もらっているところはございません。話が来ているということで、これについてもまだあそこは造成ができておりません、山でございまして、当然実際にどういう形で山を切り崩して、どのくらいの面積でと、それからまたそうなると当然のことながら、道路も敷設をしなきゃいけないだろうし、そういったことも含めて全体像をつくっていくのは、これはまた次の首長さんの仕事になってくるのかなというふうに感じているところでございます。

漠然とした答弁になってしまいますが、お許しいただきたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 村長には申しわけないですけど、前の議員さんがいろいろと細かく質問しているものですから、私の聞くところも雑駁として申しわけないんですけど、今、村長が答えたように、私も村長がこの千曲とか大町の残土、それが確定しな

いまではなかなか明確なことは言えなかったんだというご苦労も察しております。ですから今回もそういうことであるならば、山田議員が先ほど、名前を出して失礼なんですけれども、村長と議会軽視かというような話もありましたけれど、その辺からいくと今、村長からCの話が出た。それから土井さんとの契約の話。この辺は村民から選ばれたといえれば選ばれた議員ですので、その辺のところは守秘義務等を十分理解しているはずなので、そここのところを今回こういう話があるんだけれど、どうかね、議会のほうでも検討してもらえないかなとか、その辺の何ていうんですか、掛け合いといいますか、ちょっとその辺がどうも、村長の性格なのかもしれませんけれども、村長がお1人で背負っても、これだけのスタッフがいて、議会があるんですから、その辺のところはざっくばらんでやってほしかったなと今、思います。

ですから今後も、次期も村政の担いをしたいということの表示もいただいておりますので、ぜひその暁にはそういう形の中で議会と両輪で村政を進めていきたい。これは交渉ごとですから、この小さな、4,000人足らずの村ですけれども、これトランプさんと交渉した大臣は大変ですよ、ああいう人とやったら。まだ太田村長のほうがいいかなと思うかもしれませんよね。ぜひその辺のところも、今後もですけれども、職員の方々とも、そういうざっくばらんの中から新しいアイデアが生まれたり、そういうことで対応していただきたいと思います。

私がこの8年間ずっと言ってきた、次にデマンド交通について質問させていただくわけですが、デマンド交通デマンド交通っていうと、どうも名前を変えたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。今日の新聞でも高松ですか、タカモリですか、が日本初のライドシェア。この話も3年前に、うちもライドシェアを取り入れたらどうかと。研究なさったかどうか分かりませんが、いろんな提案をしているんだけれども、その響きがないんですね。検討してどこどこ見にいったけれど、あれよりはまだうちのデマンド交通のバス停を増やしたほうがいいんだとか、そういう何ていうんですか、太鼓もどんと打つと響くんですよ。何をご提案しても響かないのはうちのこの議会だけですよ。

それというのは、まずやる気はないのか、やる方法を知らないのか。デマンド交通といったらデマンド交通ばかり見て、利用者の不便は考えないで、でははっきり申し上げて今でもこの酷暑の中で、バスを頼んで、待っている時間どうするんですか。では要望があったら屋根といすをつけてくれるんですか、バス停に。そうするとまた行政の返事がこうですよ。何条何条でそういうことのあれはありません、そんな冷たいことで村民の安全・安心の生活をつかさどっていますということがよく言えるなど。民間では許されないなと思うんですよ。

そのことを踏まえて、デマンド交通に関して本当に今後も行政の中、交通会議の中でもこれからもずっと要望があればバス停を増設して対応するのか、そのことをお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 当面はバス停の増設により対応したいと考えているところでございます。本年度、区長を通じまして設置要望箇所を調査いたしました。また、昨年度の上安坂区からの要望とあわせまして、計 22 カ所の増設について先日開催いたしました地域公共交通会議について、了承を得たところでございます。地域の方のニーズを集約した上での要望と認識してございます。

今後区などを通じまして、要望があればできる限り増設して対応することを考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 今後どうぞデマンドバスの停留所をつくってください。それで村民から、またここもこことも言われないように、一生懸命つくっていただければ結構だと思いますけれども、参考までに申し上げますと、デマンド交通にお支払いしている金額、令和 7 年度、2025 年度予算でいきますと 2,995 万 5,000 円、これを人口で割りますと、3,920 名という人口で割りますと 7,641 円、1 人当たり、経費が、7,000 円ですよ、1 人。デマンドに乗らなくても 7,000 円払っているんですよ。そして今度また 52 万幾らですか、22 カ所のバス停をつくと 27 円、そうですね、27 円かな。

例えばここでご提案したいんですけども、今の金額を長野県のタクシーの初乗り 700 円、これで割りますと 1 人当たりといいますか、これを 1,600 円なんですよ、1 世帯、世帯。世帯でやると 22 枚の券が発行できるんですよ。世帯ですからね。今のバス停の欠点は、皆さんがご承知のとおりフタツイというようなことが政府も言われていますね、ジコウデゴン、ゾウの問題で。ところがこの村に生まれて、この村に家を構えて、東京に住んでいる人がこちらへ来たときに、住民票がないから自動車登録ができないんですよ。全く国の政策と村の考えている人口増とか、人口交流とか、そういうことは無視しているではないですか。自分たちの思いだけを走らせて。冒頭に申し上げたとき、それは行政がやること……よね。だからお願いですから、発想をちょっと変えて、バスバスと言わないで、例えば本当にタクシーでも何でもいいではないですか。いかに村民が利用しやすい移動の手段を提供するかということを考えれば、今、言ったとおり 3,000 万円近い金を交通のものに使っているわけですから、それを有効に使おうという発想を持っていたければ、いろんなことができると思うんですね。

だってバス停の増加にしても、今、年取って、バス停まで歩けないんだよと。3 年前ですかね、坂北荘のあの坂が上がれないんだよという話をして、すぐに坂北荘の入り口にバス停をつくっていただいて、非常に感謝をされた。それが私、行政のサービスだと思うんですよ。同じ金をかけるならば、村民が安心・安全のためにこうしますということをきちんとやるのが行政サービスだと思っているんですね。

ですから私はデマンド交通はいいなと思ってお話ししているのは、言葉遊びではないですけども、フルデマンドだとかいろんなことを言って。今度言葉をかえれば戸口から

戸口までって、その戸口まで行けない人がいるんだと、それは理屈でしょう。どんな交通をやるとき、行けないところは出てきますよ。車が大きいから、細いから道が。だったら道を太くしますか、それともその道に合わせた車両を入れますか。行政としてどちらを選びますかということが、村民から与えられた課題なんです。それを家の前まで、あの車は入れないからって、それは言いわけではすぎないです。だったら小さい車を用意すればいいではないですか。それがサービスの根本でしょう。ああ言えば道路が細いから入れない。あそこの家はちょっと1軒だから行けないとか、そんなことでデマンドだとか何とかいう話ではないと思いますので、ぜひデマンド交通に費やしている3,000万円近いというか、3,000万円ですかね、そのお金を有効に使えることを庁内の中でご検討いただいて、何とか今言ったバス停の増設でなくても、違った方法を考えるということをご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 今までデマンドバスということで継続して行ってきたところでございます。先ほど道路が狭ければ車を小さくすればいいんじゃないかというお話がありましたけれども、例えばデマンドですと、できれば複数人乗せていきたい、では、小さい車でいいのか、冬は雪が降れば行けない、それも十分に理解をしていただかなければいけない部分だと思います。1軒の家には、玄関先は極端ですけれども、10メートル歩けば乗れるけれども、もう1人の方は100メートル歩かなければ行けないという事例も、当然発生し得るわけです。その辺は理解していただかなければならないことが、まずは大事だと考えています。

3,000万円をどういうふうに使うかですけれども、当然、次の質問になってしまうかもしれませんが、ドア・ツー・ドアでやった場合の経費というのは現在のところは算出してございません。バス停を増やす中で利用者が増えたりですとか、そういう中でそれに近いものがまた見えてくるかと思っております。

では、今200円、高齢者の方は100円という料金でございます。多少の繰入金、繰出金の話もございましたけれども、ではそれがそれでいいのかということも、持続可能なバスの運営をするためにどういうことが必要なのかということの検討が必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11番、勝田議員。

○11番（勝田 昇議員） 今、総務課長もそのとおりだと思いますよ。本当に、それでいいのかと思ったら、それではいけないということです。でも変える気がないんだという話ですよ。総務委員会のときに、業者と話し合ったときに、総務課長もいらっしゃいましたよね。そのときに運転士さんが何て言ったか。何とか我々もやりやすい方法をやらせてくれないかなと。しゃくし定規な条例が決まっているから、あの方にはあそこでおろして、あの方にはここでおろしてというようなことはできない。運転士さんの生の声、あなたも

聞いたはずなんです。それを問答しても始まらないので、とにかく今のところバス停で走るということなので、要望があったら、どんどんバス停をつくってください。要望にこたえるんですから、その話で要望何件だったらつくりますということを言わないと、要望があればどんどんつくりますということに聞こえますから、その辺のところも確認していただきたいと思います。

あと 10 分なので、最後の高齢者福祉問題についてお伺いいたします。

社協が施設の老朽化を伴って、社協施設を新しくできないかという話を村長のほうにお話ししているようなお話ですが、皆さんもご承知のとおり、先ほども村長は私ももう後期高齢者、高齢者、失礼、後期ではなくて高齢者ですね、失礼。それとうちの 65 歳から 84 歳までで人数は 1,808 人の方が 65 歳から 45 歳に、計算が間違っていたら後でまた先ほどもありましたけれど、正しい数値を教えていただければと思いますけれども。私の計算では、多分間違っていないくて 46.1%、85 歳から 89 歳 217 名、5.5%、こんな中、今、言ったように移動しやすい、社協のサービスも受けやすい、社協にご負担も少なくしてほしい。だけれど自分が動くためには社協の負担も増えてしまうとか、そういうことで通所のサービスも日本人の美德といいますか、その辺のところを我慢する住民もいらっしゃるんですね。そういう話もお伺いしました。

だとすれば私はこの社協の問題も、新しく本当に社協がおっしゃるように、社協の施設として統廃合がおくれていますので、その辺のところを根本的に考えていただけたらいいかなと思いますけれども、その辺の基本的なスケジュールといいますか、そういうお考えがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 私は社会福祉協議会の理事会の一員でございまして、理事会には出席しておりまして、その中で社協さんのほうではあり方、ご存じかと思いますけれども、2028 年には坂井支庁を閉鎖、それから 35 年には統合化というような方向が示されておりますが、このスピードではちょっと遅いかなというふうには感じております。

また、今年の 3 月ですか、予算的な部分を見ますと、財政調整基金を取り崩していかないと、もう経営が成り立っていかないと。去年と同じような金額を今年度もやりますと、あとわずかで枯渇してしまう状況でございまして、私からはいわゆる介護施設の運営に詳しいコンサル企業さんに、今後の村における介護の需要、あるいは介護できる、供給できる職員の状況、また、介護のサービスの動向などをコンサルの方から、まずは提案をいただきたいということで、今、見守っている状況でございます。

そういう中で、社協さんからは老朽化していることもあり、新しい施設を建てたいという要望書は受け取っておりますので、私もその点については今後、私の立場からいうと財政の状況とか、そこら辺見きわめていかなければいけませんけれども、一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） 私、今、最初に申し上げたとおり、65 歳から 84 歳までの人口比ということでお話ししましたがけれども、今、2025 年ですね。2028 年、3 年後どういう人口構成か、計算したか、その辺のところ、質問書にないんですけれども、その辺のところをやっぱり先に数値的に置いて、どういう変化をしていくかということを計画していないと、社協さんが 28 年までに何とかやるからでは、私はいけないと思いますので、ぜひその辺のところも皆さんで協議の上、今後どういうふうにしていくか。本当に切実な、私にとっても切実な問題なので、ぜひご検討のほど、お願いいたします。

社協も老朽化の問題については、そういうことで、今後も今、お話ししたとおり人口の推移を合わせて、やはり社協のあり方を本当に抜本的に考えていかないといけないと思いますので、その辺のところの進め方をよろしく願いして、次の質問に移りますが、高齢者人口が今、たしか 2024 年、我々の生まれた年代が人口が多いということで、高齢者人口もピークに差しかかっていると思いますので、それでもってまた社協の、今までもいろんな修理とか、使ってきたお金もありますよね。だとしたらやっぱり今ある、当初から申し上げています私どもの筑北村がいろんな合併において、いろんな施設が 3 つずつとありますので、その辺を整理統合の中で、ひとつ社協さんのあり方を考えていただきたい。冒頭に申し上げたとおり、とくら温泉も 5,000 万円ということでは、それを何とかするためにも違った業種の使い方とか、そういうことを考えていただくのもいいんじゃないかと思いますが、その辺のところを新規だからといって、社協さんから案を出される前に、やはり村としての対応の姿勢を明確にすることも大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今のお話でございますけれども、やはり村は今、指定管理業者として社協さんに今の施設を利用していただいているということでございまして、やはり実際に運営していく皆さん、それから利用されている利用者の皆さんの利便性を一番よく把握しているのは、当然これは社協さんでございます。したがって社協さんがどのような施設を望まれているかということは理解した上で、もし仮に新規で建てるのがよいということであれば、どうせ建てるのであれば私はより多くの村民が利用できるような施設として、その一環の中で社協さんのご指摘も入れていくという考え方は持っておりますけれども、これはいずれにしてもまた次の首長さんの課題だというふうに考えておりますけれども、今、全て老朽化しておりますので、建てる場合については利用度の高い施設にするのが望ましいと感じております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） いろんな考え方があるし、最終的に村長がお話しいただいたとおり、任期の話はされていると思うんですけれども、次の方にもしそういうことであれば、

きちんとお伝えいただいて、基本的に住民の安全・安心という生活を守ることであれば、その辺のところをしっかりと社協さんとやっていただきたい。

今、全国的に通所の施設、倒産が相次いでいるんですね。村長もせんだってお伺いしたと思いますが、横須賀の関東化成工業さんが通所のデイサービスを今、2カ所、私どもの投資する予算で通所のサービスを2カ所今、経営なさっているんですね。村長もご存じのとおり、マツイという方が。やっぱり大変だそうです。そういうところからしても、いろんな話をいろんな分野から聞いて、今後の筑北村の高齢者対策といいますか、そういうことを十分に、また、先ほどお話ししたとおり、村長のおなかの中か、頭の中か、そういうものをざっくばらんに村政、ソングタイに対して、お話しいただいて、より一層の村政を図っていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で11番議員の一般質問は終了しました。

◇ 一之瀬 茂 幸 議員

○議長（鎌田欣子議員） 順番4、1、農地の管理と今後の対策について、2、带状疱疹予防接種公費助成拡大について、3、障害のある方などの選挙支援カード導入について、4、村所有の自動車の管理、点検状況について。1番、一之瀬茂幸議員。

1番、一之瀬茂幸議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 1番、一之瀬茂幸です。9月定例会一般質問を行わせていただきます。

最初に、農地の管理と今後の対策について質問いたします。

村内には地権者が入りまじる複雑な農地が多く、高齢化に伴い、耕作放棄地が増加しており、将来にわたる農地の維持を困難にしている状況であります。そういった状況の中、農地バンクは農地を所有者から借り受け、耕作を希望する担い手にまとまった形で貸し付ける仲介役を担っております。村内にも5つの法人等が、農地バンクと契約を結んでおり、水稻、ソバ等の耕作を行っています。耕作地の面積が90ヘクタールとなっており、耕作放棄地の解消などに取り組んでいただいております。おかげさまで村の自然を維持できている状況であると考えます。

先ほど6番議員の説明の中で、答弁の中で大型化、集約化をさらに進めていくと村長から答弁されました。全国で全耕地面積のうち担い手が利用する農地面積の割合は、23年度時点で60.4%まで上昇していると聞いております。そこで村内農地は現状どんな状況か、伺いたいと思います。

また、農業振興地域内の耕作放棄地の状況について、お聞きしたいと思います。

以降の質問は、質問席で行います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） それでは、お答えさせていただきます。議員ご質問の農地バンク、農地中間管理機構でございますけれども、当機構を通した貸借の状況と、農業振興地域内の耕作放棄地の状況でございますが、農業振興地域内の農地面積は 435.4 ヘクタールに對しまして、農地中間管理機構を通して貸し付けられている農地面積は 51.8 ヘクタールでございます。農業振興地域内の 11.8%となっております。

また、耕作放棄地、いわゆる再生利用困難と判断している農地面積は 18.9 ヘクタールであり、農業振興地域内の 4.3%が再生利用困難な農地となっております。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。今、答弁いただいたとおり、本当に村内の耕作地、厳しい状況であると思います。村内の農地は山々に囲まれており、農地の集約が困難であると思います。また、村内の 70 歳以上の高齢耕作者は 57.5%になっており、今後、農業を維持できない方が大半を占めている状況の中、将来に向けた農業政策が大変重要だと思います。

国は農地中間管理機構関連農地整備事業として、農業者に費用負担を求めず、県が農地整備を行う制度を創設しました。村の地域計画には不整形地や水田から畑作へ転換を行うことで、継続的な作付が可能となる地域を検討するとありますが、この制度を今後検討し、農地を有効的利用につなげる地域があるかどうか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） 議員ご指摘の当該事業につきましては、現在、具体的な箇所はございません。なぜかということですが、議員おっしゃられるとおり、農地中間管理機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意、費用負担がなく、農業基盤整備ができる画期的な事業でございますが、事業実施に向けては条件がかなりハードルが高いものとなっております。農地の貸借期間が 15 年以上、事業対象面積が 10 ヘクタール、中山間地域の場合は 5 ヘクタールとなっております。また、実施地域の収益性を事業完了後、5 年以内に 20%以上向上させなければいけないというものとなっております。

大規模農家との協議の場でも出された意見では、水路の老朽化、排水不良、湿地帯の圃場、大型アブにつきましては、大型農機具が使えず、耕作できない農地があるといったものでした。これを解消すれば集約化も図られるとは考えておりますので、耕作条件が改善できるよう、補助事業などを含め、そちらのほうを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。基準が中山間地域は 5 ヘクタールということをお聞きしました。村の農業を守るため、また、米の耕作についても今、皆さんご存じのと

おりでございます。追い風にはなっております。そしてまた、筑北村ははぜかけ米が非常に有名で、おいしいという評価も高いことがございます。ぜひ検討して、耕作放棄地がこれ以上増えないような対策をお願いしたいと思います。

次に、昨年4月に施行された改正農業経営基盤強化推進法に基づき、将来の地域農業や農地のあり方を示す地域計画の策定が行われました。当村も行われ、農地地図も作成され、村のホームページで閲覧できるようになっております。筑北は非常に広大な農地があり、法人経営を維持・継続していくためには、法人等の経営者との連携は大変重要ではないかと考えます。また、全国的には若い世代の新規就農も半数以上は実家の農家を次ぐ親元就農ではなく、農業法人などに雇われて就農している方が増えています。

一方、村内では働き手不足の状況であり、就農者の高齢化が一層進んでいる状況です。そういった中、農業にかかわる働き手の確保については、村はどう考えているか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） それではお答えします。農業に関わる働き手の確保につきましては、若手農業者や既に農業参入している法人に、農地の集約を促したり、新規参入法人や移住者を含めた新規就農者への支援を継続するなど、農業委員や農地利用最適化推進員の皆様のご協力のもと、担い手確保の農地が荒廃化しないように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 村内の地域、各地域見ましても非常に農業の厳しさがひしひしと感ずるところです。そして全国を見ますと、農業だけではございませんが、外国人の雇用についても検討されているところでありますので、ぜひそこも含めて、働き手の確保を村としても検討していただきたいと思います。

次に、地域計画の中の農業の将来のあり方に向けた農地の効率的かつ総合的な利用を図るための任意記載事項の中で、肥育業、養豚等で飼料用米などの需要と、荒廃農地を採草地に、これは草ですね、転換できること、さらに堆肥を活用した循環型農業への期待も大きいと記載されています。これについては今後、関係者と調整していくというふうに記載されておりますが、現在の各事業者との調整について、どのような取り組みがあるか、また、今後どのように進めていくか、進めていく中での課題について、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） それでは、お答えいたします。耕畜連携につきましては、関係者との調整では飼料用農地の集約や以前の酪農家の皆様同様に、有機センターへ堆肥の搬入・利用の継続を促すほか、年1回法人を含む大規模農家との協議の場を予定しております。そういった部分で耕畜連携がどのようにできるかというものも、農家の皆さんと検討していきたいと思っておりますし、ほかの農家へ堆肥の利用をまた勧めるなど、有機農業を広げることができればというふうに考えております。

課題でございますが、この耕畜連携は当然でございますが、村の懸案でありますシカ、イノシシによる獣害対策、また、これに伴う農家の皆様の営農を継続する意欲の低下、また、後継者の不在といったことが農業全体、耕畜連携をしていく上にも大きな課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 今、答弁いただきました。皆様ご承知のとおり、養豚業、それからそば粉の製粉業、筑北村農業に関してもちょっとチェンジする、変えるいい機会ではないかと私は個人的に思っています。それにはやはり農業委員会等に丸投げするのではなくて、村も含めてしっかり各企業と連携をとって、あ、うんの呼吸で前へ進めていただきたいというふうに考えておりますが、村長、そこら辺の各企業の取り組みの姿勢について、お願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 先ほど名前が出ましたファームめぶき様、それから筑北ファーム様でございますけれども、やはり課題としてはいわゆる農繁期、短期的な労働力が不足しているので、とにかくアルバイトでもいいから、村も協力してほしいということでございますので、そういった部分でも、この前もお話しさせていただいたんですが、いろいろ村でも放送したりとか、いろいろできますので、いつでも利用してくださいということで、やはりこれからやっていく中でも意欲はあるんだけど、どうやって労働者を確保するかというところが課題だと思っておりますので、またいろいろと農業委員会の皆さんにも協力をいただかなきゃいけないんですけれども、その意欲があるというところでございますので、協力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） わかりました。各企業様とも会社のいろいろな法令があって、採用の制約もあると思いますが、働き方改革で 70 歳過ぎた方でも元気で働ける方がたくさんおりますので、ぜひそういったことも含めて、支援も含めてよろしくお願いしたいと思います。

次に、農業地図以外の耕作地も含めまして、農業振興地域になっており、所有者の高齢化により耕作を放棄している農地が見受けられます。地域計画の中での農業振興地域のうち、農用地区域以外の農地面積は 16%に上がっています。中には個人の都合により太陽光発電等の利用も検討している方もおり、土地の後利用にも支障が出ていると思います。また、農業振興地域に指定されているために、農地転用には非常に申請等を含めまして時間がかかると聞いております。農業振興地域でありながら、原野化している水田等、多々見受けられます。

そこで 5 年に 1 回の農業振興地域の区割りの見直しをする必要があると考えますが、

村の見解をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） それでは、農振農用地区域除外や見直しについてお答えさせていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律により、農振農用地内の転用につきましては、原則禁止されておりますが、やむを得ず転用を行う場合は農振農用地区域から除外後に農地転用の許可が必要となります。なお、この4月からは、その農地が地域計画の目標地図に位置づけられている場合は、地域計画の変更申し出をしていただき、計画変更公告後に農振除外の正式な協議となります。

議員ご指摘のとおり、区割りの見直しにつきましては、合併以前の旧村当時のものを1つにまとめたものが、今現在に至っている状況で、大がかりな見直しをした経過はございません。地域計画策定においても、今の農振地域が現実ではないところがあるところが見受けられるため、令和7年度、8年度におきまして農業振興地域及び農用地区域の見直しを行うこととしております。現在は現状の洗い出し作業を進めており、その後、県と打ち合わせを行い、具体的な作業に移っていく予定でございます。

ただし見直しにつきましては、個々の案件を1つずつ除外できるものではございませんので、この点につきましてはご承知をお願いいたします。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。るる申し上げましたけれども、非常に農業の将来については村民の皆様も後継者不足等で心配されているところがたくさんありますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。带状疱疹予防接種公費助成拡大について。

令和7年4月より、全国において带状疱疹予防接種助成が始まりました。当村でも5月の広報でその旨の案内があり、接種期間、対象者、接種場所等の案内があり、対象者の方には個別に通知が郵送されました。また、ワクチンの安全性にも触れてあり、わかりやすい説明でした。

ただし接種費用が高額になってしまうのが最大の課題であり、中にはそれが要因でちゅうちょされている方もいると思います。村も広報で再度接種を行うよう案内することもあるのではないかと考えます。

そこで接種期間が9月で半分経過しますが、対象者の人数と接種状況はどうか、伺います。あわせて带状疱疹ワクチンは任意接種ではありますが、接種されない方への再通知については予定されているか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮坂英幸） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、接種状況でございますが、今年度の带状疱疹の予防接種法に定めます定期B類疾

病予防接種対象者は 376 名、そのうち 8 月末までの接種者は 57 名、接種率は 14.4%となっております。ただしこの定期 B 類疾病接種対象者は、今までに带状疱疹ワクチン予防接種を一度も受けたことがない人が対象となるため、昨年度までに自費で接種された方々につきましては、接種対象外となり、自費での接種となり、把握についてはできてはおりません。

接種場所につきましては、村内と麻績の医療機関で接種した方が 55 名、安曇野市、松本市の医療機関で接種した方がお 2 人でした。

未接種者への接種勧奨につきましては、広報において 12 月に実施する予定でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬茂幸議員） 14.4%ということで、もうちょっといっているかなと思ったんですけども、ちょっと残念な状況です。まだ半年以上残っていますので、これからの接種に期待したいと思います。

予防接種が始まってから、まだ間もない中ではありますが、働き盛りの 50 代から 64 歳までの方から、接種の助成を要望される方がおります。若い方でも带状疱疹にかかってしまう方が増えているのではないかと推測します。

一方、全国の 50 歳から 64 歳の任意接種の助成の自治体は 689 自治体に増加しております。全体の約 40%になっており、県内でも 26 自治体で行われており、松本市、安曇野市、塩尻市、町村におきましては青木村、生坂村を含め 23 町村が実施しています。今年度、令和 7 年度からは軽井沢町、木曾町、青木村、生坂村が開始しました。そういった自治体の助成額は、生ワクチンは平均 4,000 円、不活化ワクチンは 6,000 円から 1 万円前後まで、分散しております。2 回分の助成となっています。また、ワクチンの接種を推奨することで、医療費の削減にもつながるのではないかと考えております。

带状疱疹神経痛で大変な思いをされた方のお話をし、国に専門外来を要望された方もいました。当村でも 50 歳から 64 歳までの任意接種の助成が必要であり、来年度予算化を行っていただきたいと思いますが、見解をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮坂英幸） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。50 歳から 64 歳の任意接種の助成の予算化についてのご質問ですが、本年度から 65 歳以上の節目年齢の方への接種が始まったところでございます。50 歳から 64 歳での接種助成につきましては、松本圏域市村の保健衛生関係者会議でも実施状況について、情報交換を行ったところでございます。

既に任意予防接種助成事業を実施、または検討をしている市村もございます。新型コロナワクチン予防接種につきましては、B 類疾病の定期接種として 65 歳以上の方への任意予防接種事業として 9 月議会定例会へ補正予算計上させていただいたところでございます。

任意接種は、村の一般財源での予算執行となります。带状疱疹の接種はまた生涯1度の接種となります。筑北3医療機関の接種体制も含め、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） わかりました。村の財源を使うということですので、ある程度のシミュレーションもスタートしていますので、シミュレーションをした中でぜひ働き盛りの方も安心して生活できるように、ぜひ筑北村も検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、障害のある方などの選挙支援カードの導入について質問いたします。

7月には国政選挙が終わり、10月には村の大きな選挙が控えております。全ての村民は選挙で投票する権利があります。しかし選挙権があっても行うことができず、投票行動に入れない方々がいます。代表的なものとしましては重度の知的や身体障害を持っている方だと思います。高齢者の方、目に障害のある方、難聴の方等、投票所に入った瞬間パニックのような状態になってしまう方も多くいらっしゃいます。健康な方に比べればかなりのリスクになっていると思います。受付の方にうまく自分の状況を説明できない方もいますので、投票をあきらめてしまう方も見受けられます。

そういった方が投票をあきらめず、行くきっかけとなり、投票所入り口の付近の方にも説明しやすくするために役立つのが、投票支援カードであります。導入する自治体が現在、増えておりまして、札幌市、狛江市、相模原市、足立区等があり、近隣市町村では長野市が始まりました。長野市は、病気やけがなどにより文字が書けない方のために、全投票所に投票支援カードを配置し、そのカードと入場券を係の人に渡すと支援が受けられるようになっております。

また、投票支援カードと申ししましても、ホームページからプリントアウトできるようになっていました。カードという名前でしたけれども、A4サイズの大きな紙で、見やすくなっていました。高知県の四万十市では、困りごとのイラストや文字を指して、意思を伝えるようにもなっているそうです。

高齢者の多い筑北村なればこそ、必要であり、投票率の向上にもつながると考えますが、見解をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） ご提案の内容は、投票所での係員との意思疎通や投票方法に不安のある方も安心して投票に来ていただけることにつながると考えます。内容を村選挙管理委員会に伝え、導入について検討を依頼していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

続きまして、4番目の質問に入らせていただきます。村所有の自動車の管理、点検状況について質問いたします。

筑北村は非常に広範囲に分布しており、村職員の業務に関わる移動の時間、距離はかなり厳しい状況にあると思います。また、スクールバス等を含めた公共交通に使用している車は、毎日使用しているため経年劣化による修繕の頻度、修理費用も高額になる可能性があり、維持していくための車両の整備は欠かすことができないと思います。

6月決算の説明の中でも、スクールバスの経年劣化のため修理が増えているとの内容のものも議会に提出されました。また、バスも1台更新になりました。現状、自動車ユーザーのほとんどは2～3年に1回の車検のみの整備で済ませている状況で、法定点検は行っていないと言われています。特に登録から10年以上経過した経年車、走行距離が15万キロ、または20万キロを超えている車は、小まめな点検が必要であると言われております。筑北もかなりの車両を持っていますが、現状法定点検は行っているかどうか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 法定点検は実施してございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 全車法定点検は行っているということで、承知しました。

そういう中で、2つ目の質問の中で、法定点検は行っているということなので、そんなに心配していないというふうには思いますが、やっぱりある程度たった経年劣化による故障等は突然発生するものであります。そういったときに業務にも支障もありますし、また、遠くへの出張の際にも事故の懸念もあります。そういった中で、どのように車を維持していくかということが重要であります。私、聞きましたところ、車の所有して、その車に対しての買いかえのタイミング等の基準は特に村にはないというふうに聞いております。公共交通等、バスは特に距離がかさみますので、そういった距離の基準を各車ごとに設けて、そして修理費用等も履歴を残して、買いかえの1つのきっかけ、判断ができて、庁舎内でも共有化できると思いますけれども、そういった車両の管理について、ぜひやるべきだと思いますが、見解をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） ご指摘のとおり、現在、走行距離等を車両更新の判断基準とはしてございません。通常使用中での故障が多い場合ですとか、車両点検を行っていたく事業所のアドバイス等により更新の判断基準としてございます。

今後の更新につきましては、ご提案の部分も検討しながら、リース車両についてはリースが切れるタイミングでの更新について考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） 事故があっては遅いので、やはり安全のためにもしっかり基準はつくって、庁舎内で共有できるような体制をつくってもらいたいと思います。

こういった業務改善は民間企業はどこでも行っており、やっぱり全従業員が見える化にすることによって、誰でも一定の判断ができ、また、企業の社内で共有化できるような形をつくっている企業もごございます。業務全てでございしますが、こういった横展開も必要だと思いますので、ほかの業務についてもこういった横展開を検討していただきたいと思います。

以上で1番、一之瀬の質問を終了いたします。

○議長（鎌田欣子議員） 時間がまだありますけれども、これで暫時休憩とします。再開は13時とします。それでは休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 窪 寺 務 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番5、1、自主財源の確保について、2、温泉施設について。2番、窪寺務議員。

2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 2番、窪寺です。これより2番、窪寺務の一般質問を始めさせていただきます。

議員任期最後の一般質問になります。今回の質問は、今までも何回か質問してきた中でも、私自身が重要課題と位置づけている自主財源の確保について、温泉施設についての2点について質問させていただきます。

令和6年度一般会計決算状況からも、自主財源の構成比率の減少が見てとれます。ふるさと納税、可燃ごみ有料化手数料こそ順調な伸びを示していますが、定額減税による村税の減収、村営住宅使用料の減収等、対前年比7,650万円減の9億9,108万円、自主財源比率17.79%となっており、自主財源確保が課題となっています。

最初に、自主財源の確保の中で、一部他の議員の質問に関連してきますが、保健体育使用料に絞り、質問をします。

村民利用の多い温泉施設入浴料は、7月より値上げに踏み切り、収入確保に取り組んで

います。しかし村民利用がない施設、村民利用が極めて低い保健体育施設もある中、施設利用回数と使用料収入に反映されない施設使用料状況は把握できているのか、村民以外の無料での利用があるのか、また、その利用をどう考えるか、伺います。

以降の一般質問は、質問席で行わせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅信） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。使用料収入に反映されない施設利用回数の把握はできているのかというご質問ですが、施設の使用につきましては施設予約のシステムの画面上での状況と、利用簿等を照合して把握しております。なお使用料収入に反映されない施設利用回数というのは、筑北村体育施設設置条例、及び筑北村体育施設管理規則に基づき、無料となっていたり、使用料が減免された団体等の数となります。具体的には村民の方が利用する場合や、教育委員会が共催、または後援している事業で使用する場合があります。後援により使用を免除している例といたしましては、中学校体育連盟の使用などがございます。

村民以外の無料での利用をどう考えるかということですが、施設の貸し出し、料金の徴収につきましては、先ほど申し上げました条例及び規則に基づいて行っているところです。したがってそれらのルールに基づいて適切に運用されているものと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺務議員。

○2番（窪寺 務議員） 回答いただきました。内容的には条例に基づきというような部分、これについては特にいろいろ突っ込むところはありません。

次に、6年度決算における保健体育使用料は 575 万円となっており、対する決算支出額のうち臨時的な経費を除いた経常的な経費 2,442 万円との差額、収支差額については 1,867 万円、これについて多額の一般財源が充当されています。保健体育施設改修等後年度負担も考慮しながら、受益者負担の原則からも早期に保健体育使用料の見直しは極めて重要と考えます。公共施設等整備基金や地域振興基金等で、維持改修等の対応をすること自体、理解はできていますが、経費に見合う施設使用料改定の必要性を感じています。今後の展望を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 教育次長。

○教育次長（細田雅信） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。公営企業として営業している温泉施設の料金と、体育施設の料金を一概に比べることは難しいと思いますが、議員ご指摘のように使用料収入と維持管理経費を比べますと、維持管理経費のほうが多額であることは事実であります。ただし以前別の機会に答弁いたしましたとおり、利用料収入の多寡、利用者の多寡にかかわらず、体育施設としてその用に供するために必要な修繕、維持管理を行うことは必要であります。

また、維持管理経費に見合う料金ということですが、本村において維持管理経費を全て使用料収入で賄うということは、利用が困難になるほど高額になることが予想され、現実

的ではないというふうに考えます。

一方で、議員ご指摘のように住民の中にも利用される方とされない方がいらっしゃると思います。受益者負担の原則、公平性の観点から考えますと、これは今に始まったことではなく、合併後、あるいは合併の前からそうでありますけれども、やはり受益者負担の原則、公平性の観点から考えますと、議員のおっしゃるご意見はごもったものことかと思えます。

その上で、今後の村の財政運営を考えるときに、体育施設だけでなく文化施設やほかの施設の使用料等も含め、村全体として公共サービスのあり方を考えていくことは大事なことと考えます。

そこでまず、庁内での検討ということで、先般課長会議で使用料、手数料、分担金・負担金等の見直しについて検討を始めたところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいま庁内での前向きな対応を示していただきました。全体として使用料の見直しを行うこと、負担区分の見直しを行うこと、これは簡単なことではないと認識はしています。少しずつ進めていただければと思っております。

かわって、施設管理者ではなくて、財政面での考えを企画財政課長に伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、財政面での考えについてお答えいたします。自主財源の乏しい当村におきまして、歳入が増加することというのは極めて重要なことと考えております。現在、体育施設使用料につきましては、村民の方から徴収していないのも現実でございます。この規定を見直しをして、使用料を徴収することになりますと、条例の改正ということになりますので、統一的な基準の設定、それから受益者負担の明確化、さらに住民への説明責任が必要になるというふうに考えております。

統一的な基準につきましては、年間の維持費を利用免責、利用時間をもとに考えればよいのか、それとも減価償却費、こういったことまで考慮するのか、施設が村民生活に必須で欠くことのできないものなのか、施設利用が波及的な効果を生む可能性はないのか、民間に任せてしまえるものなのか、子供の利用ですとか高齢者の利用も成人一般と同じでよいのか、近隣自治体の類似施設との均衡も考慮するのか、このようなことを考慮して基準を定める必要があると考えております。

受益者負担の明確化ということにつきましては、統一的な基準、まずこれが定められた後に、負担割合を村民生活に必須で欠くことのできないものであれば0%、民間利用も可能であれば100%等、明確に示すことが必要になるというふうに考えております。その上で、住民の方に納得していただけるよう説明する必要性があるというふうに考えおります。

また、施設の予約方法、支払い方法、こちらについても検討が必要になってくるという

ふうに考えております。

先ほど、教育次長の答弁にもございましたが、課長会議でも体育施設だけではなく文化施設、加工施設等を含めた使用料、手数料、分担金等の見直し基本方針について検討を開始したところということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） この施設使用料等については、合併協議の中で無料のところがあって、それに引き寄せたというような経過もあります。今、財政課長から言われたような課題もかなり広範囲において配慮していかなきゃいけない内容かとは思いますが、いずれにしても手をつけられるところから手をつけていっていただければと思います。

次に、温泉施設について伺います。

温泉施設運営等検討委員会の答申も間近に迫り、どのような答申が出されるか、統廃合や経営形態の変更等、どこまで踏み込んだ内容になるのか、興味は尽きませんが、村長は先般新聞報道の情報として、村長選挙後の検討委員会の答申を尊重しつつ、3施設使える限り維持の方向を示してあります。

検討委員会の答申予定については、12月ころと補正予算説明時に聞きましたが、それ以外の現状を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 予定について、当初、温泉施設運営等検討委員会では、5月から9月までの5回で提言書の提出を予定しておりましたが、様々なご意見をいただき、意見の集約に時間を要したことから、提言書の提出には至っておりません。そこで3回の委員会を追加し、3施設のあり方について12月までに方向性を出すとともに、提言書を提出する予定でございます。

なお、冠着荘につきましては、提言書の提出までには至っておりませんが、今後も指定管理の運営が望ましいとのご意見をいただいておりますので、今後、指定管理の募集、公募を行い、応募者の選定、決定、議会の承認のスケジュールで進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） ただいま説明いただきました。検討については順次進めているということになります。

答申時期が予定よりおくられている中、村長の考え方が示されたことで、答申への影響を危惧するが、お考えを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、お答えいたします。私は7月の議会全員協議会の後、新聞社との会見がありまして、その際、温泉施設については答申時期がおくられていることに対

して、温泉施設の考え方について個人的な意見を求められたものでございます。その中で、私は温泉施設検討委員会の答申を尊重することを前提に、個人的な意見を求められましたので、私の個人的な意見が新聞に掲載になったものでございます。

その後、観光課の職員に私の発言の内容をお伝えし、その後、温泉検討委員会の委員長にもお会いして、その経緯をお伝えいたしました。その結果でございますけれども、これは村長の個人的な考えなので理解できると。検討委員会の委員長は、答申は検討委員会で議論して決めるので、これから求めるということでもございましたので、私はこれからも検討委員会の内容について見守ってまいりたいと思っております。

コメントをしないという選択肢もございましたが、私としては求められたので個人的な考えを述べさせていただきました。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、村長の現時点でのお考えをお伺いしました。

それでは、次に温泉施設の経営改善について、お伺いします。温泉施設の経営改善に向けて各種の取り組みは評価しておりますが、収入増の対策を実施していく中で、増大する経費を上回る収入の確保が結果としてできていない中、現状をどう考えているか、伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） それでは、とくら、坂北荘の売上については前年度対比でとくら122.7%、坂北荘11.6%と伸びてはおりますが、諸物価の高騰、人件費の上昇等、支出が大幅に伸びております。とくらでは売上に対する人件費比率が74.9%、賄い比率が40.2%、坂北荘では人件費比率が97.2%、賄い材料費率が59.8%と、経営を圧迫しております。コロナ以降、生活様式の変化、多様化により今後、宴会利用の増加は非常に厳しいと思われる、今以上の売上の増加は見込めないと思われますので、食堂メニューの料金改定やメニュー内容の見直し等を考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 確かに収入増を目指してというようなことから、6年度決算を見ましても収入自体は170何万円、ただ支出については人件費だけでも190万円超の、その時点で、もう既に人件費だけとってもマイナスになっているというような状況です。内容的にはそれぞれ見直しを進めていただいておりますが、かなり突っ込んだ対応をしないとなかなか改善には結びついていかないかと思えます。

次に、尽きることのない赤字補填額の推移をどうとらえているのか、このことを温泉施設運営等検討委員会で、どう審議、検討状況を伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 赤字補填につきましては、とくらでは令和元年度で1,700万円の

繰り入れ、コロナ以降の令和2年度からは約5,000万円台の繰り入れが継続しております。また、坂北荘では平成27年度から令和3年度まで、平均約1,500万円、令和4年度以降については約2,000万円以上の繰り入れがされております。原因としては、人件費の上昇、諸物価の高騰、施設の老朽化等があり、極端な経費削減は難しいと考えております。

先ほど説明したとおり、コスト削減に努め、赤字補填の繰り入れをなるべく抑えるようにしていきたいと考えております。

冠着荘につきましては、指定管理料1,210万円のほか、施設の維持管理修繕、保険料にかかる経費以外はかからないので、温泉検討委員会でも指定管理での存続が望ましいとの方向であります。

とくら、坂北荘につきましては、9月以降の検討委員会での審議となります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、説明いただきましたが、内容的には継続的な職員配置や最低賃金の増、人事院勧告における人件費の増に加えて、物価高による賄い材料費の増等で、この人件費、賄い材料費、この2項目だけ見ても収入を大きく上回っています。経費削減に向け対応を今も伺ったところですが、さらに進めていかなければいけないと思います。その内容について伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 経費削減に向けての対応をどのように進めていくかとのことですが、とくらでは経営アドバイザーによる研修を令和5年度、6年度で実施し、とくら職員の意識改革を行い、コスト削減やサービス向上に努めているところです。また、村長、観光課職員ととくら支配人や料理人等で定期的な打ち合わせを行っております。坂北荘、冠着荘につきましても、定期的な打ち合わせを行っております。

人件費につきましては、どの施設もぎりぎりの人数で運営していると聞いておりますので、人件費の削減については非常に難しいと考えております。物価の高騰については、状況を確認しながら、できるだけコストの削減ができるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、管理体制等伺いました。いずれにしましてもお聞きしましたではなくて、自分で行って確認をするなり、管理職を配置して、その対応を求めるなり、もう少し徹底した現状の把握が必要かと思いました。

最後になりますが、村長の政策における温泉施設の扱いは新聞報道によると、使えるうちは使っていきたい。また、維持が望ましいという少しニュアンスには違いを感じますが、大きな課題として施設の老朽化がある中、お考えを伺います。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、お答えいたします。先ほど尽きることのない赤字補填の推移をどう考えているかというご質問がございまして、特に老朽化が進んでいる中で、修繕費については今後も見込まれる中、いつまでも赤字補填を続けていくというのは、これは限界が来ると思っております。特に施設の老朽化、躯体の部分、あるいは温泉施設ですの
でボイラー、そういったものの大型な、大規模な修繕が発生するような場合、あるいは従業員が確保できないというような事態にならない限り、ある程度は私は住民福利としての面、それからこの3つの温泉施設はやはり温泉ということで集客、村外からの集客もあるという状況を考えれば、新聞報道にありましてとおり、施設が利用できるうち、提供できるうちはこれは今までどおりできれば何とかやらせていただきたいというのが、私の今の思いでございます。これはまた次の理事者が考えることかもしれませんが、私の考えはそのようなことでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 2番、窪寺議員。

○2番（窪寺 務議員） 今、お答えいただきまして、なくなってもよい施設ではないというふうに、それ自体は私も思います。温泉施設のあり方等、他の議員も問題を感じている部分があるかと思います。自主財源の確保にしましても、合意形成等難しい面も考えられますが、筑北村となってももうすぐ20年が経過しようとしています。避けては通れない政策課題ですので、着実に進めていただければと思います。

以上で2番、窪寺務の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で2番議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 山 正 博 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番6、1、熱中症対策の推進と地域避難所への空調設備の導入実績、2、松枯れ木対策と森林整備事業の進捗状況、3、補助金申請手続の簡素化、4、最低賃金の上昇を踏まえて予算への影響は。3番、小山正博議員。

3番、小山正博議員。

○3番（小山正博議員） 3番、小山正博です。9月定例会の質問を始めさせていただきます。

議長が前もって読み上げていただきましたが、1番といたしまして、熱中症対策の推進と地域避難所への空調設備の導入実績ということであります。

今の暑さというのは、2～3年前と違いまして、非常に厳しいといえますか、昼間は外に出ることがかなわぬといえますか、ような暑さです。その中では生活をしていかなきゃいけないんですけれども、特に気になったといえますか、住民から指摘を受けたのは、1

番目の問題なのですが、住民、特に高齢独居者への熱中症マニュアル作成や情報提供と注意喚起についての取り組みをまずお伺いいたします。

以下については、質問席にて質問させていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮坂英幸） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、高齢者、独居老人の方を対象とした熱中症対策マニュアルの作成については、これについては作成はしてございません。情報提供、注意喚起につきましては、村ホームページ、広報誌等により熱中症予防のお知らせや、高齢者の方々にご参加していただきます地区サロンや各種教室等、折に触れ、熱中症予防の啓発を行っております。

また、職員が高齢者等のお宅を訪問した際は、熱中症への注意喚起、予防方法についてお話をさせていただいているところでございます。

昨年度から環境省より熱中症特別警戒情報が発出された際は、冷房施設を備えております役場庁舎、図書館、筑北村公民館の各施設を指定暑熱避難施設、クーリングシェルターとして指定し、一般開放することとしています。

そのほか、新たな取り組みとしまして、9月より「涼み処」として坂北デイサービスセンターあずまや、坂井高齢者保健福祉支援センターを暑さをしのぐ一時休息所として施設の一部を開放しております。

まだまだ暑い、厳しい残暑が続くと予想されます。熱中症対策についても周知に努めてまいります。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山正博議員。

○3番（小山正博議員） 今、説明がありましたけれど、私、特に高齢者、ひとり住まい、もしくは老々の方が私のすぐ近くでもぐあいが悪くなって、救急車で運び込まれたとか、それから知り合いの人に頼んでお医者に行ったという事例を聞いております。特に高齢者の方、今、いろいろ熱中症対策等の啓蒙といいますか、やっておりますけれど、実際残念なことに届かないというのが現実かと思います。村では民生委員さん、もしくは保健師さんが回っておられて、地域の実情をとらえられていることは知っておりますが、その中でそういう事例があったものですから、この問題を特に取り上げさせてもらいました。

そして課長の話の中でも、9月に入って残暑ということで、涼み処を開設されたというお話でしたけれども、暑さ的には9月に入っても続いておりますけれど、8月の時点のほうが、先ほど国の基準の云々ということがありましたけれども、私自身もそうですし、ニュースなんか見ていると昼間外へ出られないような暑さの中で、9月に入って涼み処というのを開設したということなんですけれど、これは本当に真夏といいますか、本来8月が真夏ということ、7月からもう夏の条件なんですけれども、ちょっと疑問に想ったのは、9月になって涼み処を開設したという説明がありましたが、なぜ8月にそういうことができなかったか、私、疑問に想ったものですから、お聞きしたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮坂英幸） なぜ８月に開設しなかったという点でございますが、この涼み処の開設につきましては、民生委員さんからお話をいただいて、社協、住民福祉課内で協議をしまして、９月からということで始めさせていただいたところです。８月中に協議をしたんですけれども、８月お盆過ぎ、結構涼しくなった日が続いたので、様子を見ておりましたが、９月に入って暑くなってまいりましたので、９月３日から開設ということでさせていただきました。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ３番、小山議員。

○３番（小山正博議員） そういうことで仕方ないと思うんですけども、きのうもちょっとほかの会議がありまして、涼み処について参加者に聞いたところ、放送は聞いたと。それからちくナビにおいて３日か４日かな、新しいニュースということで私も読ませていただきました。ただ、非常にちくナビの中の指定されているところは、非常にわかりにくいといえますか、そのような表現で、今の放送ははっきりと先ほど課長もおっしゃいましたけれど、早い話が坂北のデイサービス、２番目の話は坂井のデイサービスということなんですけれども、これもまた非常にわかりにくいというふうに私は思いました。これがなかなか高齢者の方、聞いておられてもわかるかどうかという問題がちょっとありますので、今年のことはいろいろ言っても仕方ないんですが、今後、予報では来年もこの暑さは続くということがありますので、せっかくこういう条件の受け入れ態勢をつくったということで、よく宣伝してもらって、そういう今、高齢者の方で家にそういう設備のない方に対しては、受け入れ態勢なり、よく宣伝といえますか、ＰＲしていただければと思い、この質問をしております。

２番目の質問になりますが、これ先ほどとちょっと重複しちゃうんですけど、今回の夏の暑さは災害級であると考えてるが、住民、特に高齢者の指定避難所、空調設備ありの誘導の考えはということで、先ほど涼み処というお話がありましたけれども、特に涼み処に関しては９月以降の話で、この質問項目には入っておりませんが、実際この放送なり、ちくナビで流した中で、具体的にそういう申し込みがあったかどうか、お尋ねします。

○議長（鎌田欣子議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（宮坂英幸） ただいまのご質問は、涼み処を利用するに当たって申し込みが必要かということ。

○３番（小山正博議員） いや、申し込みがあったかどうか。

○住民福祉課長（宮坂英幸） 確認したところ、利用者はございません。

○議長（鎌田欣子議員） ３番、小山議員。

○３番（小山正博議員） 一応村へというお話でしたけれども、そこは言い方は悪いんですけど、そこまで実際困っている高齢者の方に伝わったかどうかというのが非常に問題かと思っておりますので、同じことを言いますけれども、来年に向けてそこら辺を徹底といえますか、それと実際そこまで歩くという言い方はおかしいんですけども、誰が連れていくの

かという問題もありますので、そこら辺も踏まえて来年度に向けて検討のほうをお願いしたいと思います。

せっかくいい涼み処というところが開設されるということで、大いに利用していただければと思います。

では、3番目の質問をいたします。それとまた同時に、地域の避難所、指定公民館等への空調設備の導入状況ということですが、これについてお答え願います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 災害時に指定避難所として指定されている公民館の空調設備の導入状況ということで、お答えいたします。

避難所と指定している公民館は、乱橋活性化施設みなくる館、仁熊公民館、別所公民館、下安坂公民館の4カ所になります。このうち冷房施設がある施設は仁熊公民館と別所公民館の2カ所になります。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） なぜこの質問をしたかというところ、この公民館、普通住民の活動といますか、に使っているし、この指定公民館ということで壁の補強もしていただいて、避難所としての設備的なことはやっていたという認識はしております。条件として男女のトイレを別にするとか、非常にそれはありがたいことなんですけれども、ただ、今年の夏の暑さということで、普通の公民館の利用さえかなり厳しい、昼間なんか空調設備がなければ公民館にはちょっといられないような感じがします。空調設備のあるところはいいんですけど、では夜やればいいではないかというけれど、今の夜とといいますか、つくづく夜も非常に暑いので、夜の集まりさえできないような、空調の設備のない公民館はあるように私、感じましたので、この点を特に避難所ばかりではなくて普通の公民館活動も集まりが困難ではないかという思いがありまして、このことをお願いとといいますか、空調設備への補助とといいますか、全額村や県ということもできないとは思いますが、そこら辺は来年に向けてぜひ検討をさせていただければと思います、この質問をしております。

そこについての何らかの対策とといいますか、具体的な案とといいますか、ものがありましたらお聞きしたいですが。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 既に集会施設等整備事業補助金という制度がございます。この中で地区の公民館、集会所等にエアコン設置をされた場合、2分の1の補助をすることとしてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） わかりました。できるだけ区なり、そういうところに入れること

を検討すればいいかなと思います。そういう制度を利用すればできるところもあるかと思ひます。わかりました。

それでは、2番目の質問をさせていただきます。松枯れ木対策と森林整備事業の進捗状況ということでありまひす。

松枯れ、坂井のほうへも私、坂井地区の出身といひまひすか、特に近年山が本当に赤くなって、もう枯れ始めたところも多く見受けられます。それで1番目の質問といたしまして、松枯れ被害の状況と地域別状況について、お伺ひしまひす。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） それではお答えいたします。村内全域におきまして、高標高帯に向けて松枯れ被害が増加しております。本城、坂北地域におきましては長野自動車道を中心に広く被害が拡大している状況です。坂井地域におきましては、麻績村境及びJR沿線を中心に急激に被害が拡大している状況でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 確かにそういう状況で、特に本城地域から坂北、それから麻績を経て坂井のほうへ最近目がつくようになりました。山の松が枯れるのは、もう、どうしようもないということでありまひすので、それで一番住民生活に支障があるようなところを集中的にやっけてはいただひている、対処していただひているとは思ひうんですけども、私の身近といひまひすか、お盆の前に松枯れ木で処理したものが山から落ちたという事例がありましたし、先週の土曜日には村道ですけれども、松枯れした木が道のほうへ、村道ですけれども倒れてきました。これ、ふだん散歩したり車が通る道なので、万が一を考えると非常に恐ろしいものが、怖いというふうな感じがしました。

あくまでもこれ、個人の所有者の管理ということにはなりまひすけれども、ただ、そういう状況のところ、特に重点的に事前に調べなきや、調べるというか、確認しなきやいけないとは思ひうんですけども、あくまでも個人の山だからということにはなるので、こちら辺松枯れ監視員さん等の制度があるかと思ひまひすけれども、その状況についてお伺ひしまひす。これ全部確認するということは難しいですけれども、特にはそのいう何だろう、人がふだん通るような道に関しては、私は何らかの方法で確認すべきかなと思ひまひすけれども、それについて村の見解をお伺ひしまひす。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） そうですね、松食い虫被害木などの緊急危険木処理につきましては、現在、村民の生活に必要な村道、県道全線、ライフラインに被害を受けるおそれのある箇所を実施しております。その松枯れ、インフラに関わってくる松枯れの状況でございますが、職員が現場などを出た際に危険と感じた箇所等を重点的にうちのほうで把握しております。あと済みません、集落支援の皆さんとか、協力隊もそうなんですけれども、出る機会が多いですので、そういった状況で把握をして、また、簡易な倒木があった場合

はその場で処理をしていただいているのが現状です。

また、住民の皆様から通報、情報提供、また、要望をいただくことで、あわせて把握に努めているところでございます。

現在は坂井地域の冠着駅周辺県道沿いの危険木伐採を進めており、今年度も継続して計画しております。

ライフライン沿いの松枯れ状況は村のほうでも今後しっかりパトロールを行い、把握に努めてまいりたいと思いますし、危険木伐採につきましては計画的に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 坂井地区で冠着駅近くの松場の木、松枯れ木を処理しているのは私も承知しています。ただ、今回、地元といいますか、近くでそういう、あった松枯れ木については全く予想といいますか、していなかったところなものですから、余計ちょっと不安感を感じました。それで私の考えといいますか、個人が山へ登って、それを確認するということは非常に難しい、所有者も地元におられない方も多数おられますし、所有者自体が高齢化ということで、それをあまり理由にはいけないんですけれども、では実際どうやったらいいのかということになれば、今、ドローン等という、ドローンにカメラ乗せて、そういう使い方もできるというふうに感じますので、特に事故のあったような近辺については、村全域ということではないので、ライフライン沿いの道路について、そういう確認をしたほうが、より安全というか安心できるんじゃないかということで、そういう点の検討をしていただけるかどうか、お伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） 個人の所有地の山、これはあくまでもライフライン沿いということで、先般倒木があったのは河川と田んぼの中に落ちてしまったということで、大変急傾地の中で松枯れが存在するということです。多分これを事前に切るということは相当困難なことで、正直倒木を待つというわけではないんですけれども、とても個人で切れるものではないというふうに、ちょっと私は認識をしておりますが、松枯れの状況をドローン等で把握するということは、やはりインフラ沿い、目視できるところはいいんですけれども、そういった部分の活用もちょっと課内でまた検討はしたいというふうに考えております。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 今、言った、実際最初の土曜日の話なんですけれども、山の木が落ちて道を閉鎖したということについては、片づけてはいただいたんですけど、そこら辺のところに非常にそういうものが類似というか、あるので、ただ、その山というか、確認するにしても非常に難しいということで、今、はやりといいますか、そういうものが村にあって確認していただければありがたいし、安心できると。特にライフラインということで、同じことを言いますが、人が通るような、散歩するなり農耕者が通るような

ところは、徹底的にやるべきではないかということで、ぜひそういう方向で検討していただきたいと思います。

それでは、3番目の質問をさせていただきます。冠着駅とマレットゴルフ場への対応はと。

マレットゴルフ場が冠着駅の横にあるんですけれども、去年から、もう、だいぶ松枯れ木ということで、切ってはいいただいたんですけれども、やっぱりこれ住民からのお話なんですけれども、まだ赤いというか、松枯れしているものがあるって、冠着駅のほうへ倒れたときには被害が及ぶんじゃないかと心配される方もおられます。

また、駅のほうでも、J Rのほうにも確認していて、そういうことは村のほうへも要請があるかと思いますが、この点についてどういう対応をされているのか、今回切ったからもう大丈夫なのか、まだこれから危険物に対して処理をする予定があるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） マレットゴルフ場の管轄につきましては教育委員会でございますが、過去に教育委員会において、また産業課で緊急危険木ということで、マレットゴルフ場内のアカマツを伐採、松枯れを伐採した経過がございます。多分そのときはまだ生きていた、松枯れになっていなかった松が20本強残っていたかと思います。現在、その20本強につきましては、もう松枯れが相当進んでいて、倒木のおそれがあるということは教育委員会、産業課とも現地で確認をしております。

また、J Rの線路側に倒れそうな松枯れがあることも確認しておりますので、伐採などしかるべき対応が必要であるというふうに考えておりまして、必要に応じて予算確保を検討してまいりたいと思います。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） ぜひ予算確保して、危険と思われるところは早めに処理をしていただきたいと思います。

では、4番目の質問をさせていただきます。地元のことばかりで申しわけないんですけれども、一応坂井、下安坂地区においてはシカよけ防獣ということで、柵を張ってあります。これももう12年ぐらいたって、保守点検ということで、担当の人が年に秋と春先に点検はしております。そういう条件でつくったものなんですけど、ただ、また最近非常に松枯れということで、柵を壊しているものが多く発生しまして、これは保守については設置した区で、地域でやるということでやってはいるんですけれども、これもなかなか、何でも高齢化のせいにはいけないんですけれども、住民だけで対処するのは難しい面もありますので、こちら辺もぜひ村のほうで対応のほうを少しでも協力願えればということで、お願いということで、質問しております。これについての見解というか、対応の仕方についてお尋ねします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） 議員のおっしゃられるネットフェンスを壊してしまったというのは、村の事業で行った伐倒燻蒸処理、金網利用しまして燻蒸処理をしたものです。支えとなっていた杭がもう劣化により破損して、タマニイッタ松がネットフェンスを壊してしまったということでございます。松食いの被害木の処理につきましては、基本的に伐倒燻蒸したものは現場の杭等を使いまして、積んでいるわけなんですけれども、現地によっては急傾斜等があります。急傾の場所につきましては、できるだけ緩斜のところ、緩やかなところへ持って行って積んでくれということでお願いしておりますが、前回そのようなことがありましたので、現場でできた、現場に適した集積を事業を実施する前に施業者と打ち合わせをしながら、安全確保に努めてまいりたいと思います。

また、地元の皆様、村がネットフェンス等を支給して地元の皆様が設置していただいた箇所を全部職員がなかなかこれを見回るとか、そういうのは多分ほぼ不可能というふうに考えておりますので、そういった維持管理、大変申しわけありませんが、引き続き地元の皆さんでのご協力をいただきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） 地域で支給された網を設置して、保守・管理は地元でという話で、今やっているつもりですけれども、ただ、あまりにも松枯れ木の倒木が多いので、本来なら地域で負担というか、やるべきものなんですけれども、ここら辺少し村のほうでもやっていたかないと、これ松枯れの木とはいっても素人がやるには非常に危険度が高いものですから、ぜひそこら辺を含めて検討していただきたいということを申し上げます。

それでは、5番目の質問ですが、それを含めて森林整備事業の進捗状況について、お伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 産業課長。

○産業課長（中澤明彦） 議員のご質問に回答させていただきます。現在、松本広域森林組合が主体となりまして、刈谷沢地区の長者原地籍におきまして松食い虫被害に遭ったアカマツを中心に、樹種転換事業を行っております。本年度は、4月に5.5ヘクタール、カラマツ1万3,000本ほどを植樹しました。9月からは3.5ヘクタールの伐採と地ごしらえを開始し、来春以降に植樹の準備を行います。

また、森林整備の一環として、今回飾り松の基本協定を村採取業者のサンエムリーフ様、及び販売業者の株式会社ニジュウニドシイ様、株式会社松本花市場様と、それぞれ結ぶことにさせていただきました。基本協定の目的は、村のシンボルであるアカマツを地域資源として活用することにあわせ、自然を守り、育てていくこと、また、飾り松を村の特産にしていくこととでございます。

今までは村が採取業者から本数に応じて対価を得ておりましたが、今回の締結により採取本数の増加が見込めることから、村としても大変ありがたいというふうに考えています。採取業者との協定地には、看板等を明示し、業者の権利を村はできるだけ保護しま

す。販売する飾り松には、筑北村で採取したことを明示してもらい、村のPRをしていただきます。

また、採取業者は、村有林で伐採した箇所に植林し、森林保護を行うとともに、飾り松の数量確保に努めていただくこととしております。採取に関する詳細は、毎年年度協定を結ぶこととしており、協定式はこの9月29日を予定しておりますので、ご承知をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） それはすばらしいといいますか、今、松枯れで困った困ったという話ばかりしているんですけども、今あるものを有効活用と、それから村の収入、宣伝になるということで、非常によいことなので、ぜひ推し進めてください。

では、3番目の質問をさせていただきます。今回、私、個人的といいますか、電柵の申請をしました。これがなかなか面倒とはいいませんけれども、手続きが正直にいうと3回村へ出さないと最終的にお金が振り込めないということがありましたので、ここら辺の見直しということで、この質問をさせていただきます。

では、例えば有害獣防除対策事業補助金交付申請手続きの簡略化ということで、まず1番目は、申請書の提出。そのときには見積書と場所を添付しなきゃいけないんですけど、それからそれが受理されて、決定通知をいただきます、もらいます。それで決定通知ということで実績報告を提出します。それで審査していただいて、確定通知、請求書等の3回の提出工程があります。その都度窓口へ出さなきゃいけないんですけども、これ、振込等については2回目の申請のときにできないかなと考えました。いろいろ先ほど同僚議員からも、規則、条例云々という話がありましたけれども、提出する身からするともう少し改善といいますか、省力化ができないかなと。別に法律というか条例を変えろとは言わないんですけども、そこら辺の検討が、見直しができるかどうか、お伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） それでは、補助金申請の手続きの簡略化ということでお答えいたします。

議員が例として示されました有害獣防除対策事業補助金は、最初に補助金交付申請書を提出していただきます。村側が内容を審査し、適正と認められれば交付決定を行います。その後、申請者の方が事業を実施し、実績報告書を村に提出していただいて、村側で完了検査を実施しまして、補助金額を確定、最後に申請者が請求書を提出し、補助金を交付して事業が完了となります。

3回書類を提出していただくというのは、補助金の性質上必要があるからということになります。最初に交付申請書を提出していただくのは、申請された内容が位置図ですとか、見積もり等の添付書類から、補助対象となるのか確認する必要があります。また、実績報告書につきましても、申請に基づいて事業が完了しているのか、こちらを確認させて

いただく必要があるからとなります。生ごみ処理機等設置事業補助金のように、領収書の添付で補助対象となるか確認できるものにつきましては、1回の申請で手続きが完了しています。

このように、補助金の性質によりまして、手続きの工程が異なってくるというところについては、ご理解をいただきたいと思います。このため見直しにつきましては、検討しておりません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3番、小山議員。

○3番（小山正博議員） そうは言うんだけど、申請した身としては、もう少し何とかなるような感じがしますので、だめだと言うならこれ、いたし方ありませんけれども、そういう意味でそういう条例というか、そういう手続き上無理だというならあきらめますけれども。

それでは、今はそういう手続きに関しては全て紙ベースでやっておりますけれども、これDX云々ということで、そういうことも含めて、これがデジタル化といいますか、メール等の申請で済むならばもっと役場へ行く回数も減るんじゃないかと思うので、ここの辺の検討はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、デジタル化の検討ということでお答えいたします。補助金申請のデジタル化につきましては、村側が、それから申請者側にそれぞれ課題があるというふうに考えております。

村側の課題の例としましては、現在、補助金ごとに申請書が様式がございます。できる限り様式というのを統一して、申請者の方にわかりやすくすることが必要になろうというふうに考えております。

また、申請者側の課題としましては、パソコン、スマートフォンなど申請機器にどのくらいなれているかということで、そこでのデジタル化の利点というのが発揮される発揮されないというのが確定してくるというふうに考えております。

このように課題が多いのが現状です。しかしながら村でも、デジタル化の推進のために努力はしております。例えば夏祭りの出店申し込み等、こういったものにつきましては従来の紙媒体に加えて、デジタル申請による受付を実施しまして、少しでもデジタル化の進捗を図るようにしています。

現在、村では、村民の方の書くという手間を少しでも省きたいというふうに考えておりますので、役場に書かない窓口機器、こちらを設置してございます。こちらは運転免許証、マイナンバーカード等の情報から、住所氏名、こちらを自動転記して申請書を印刷ができることとなります。こちらを使っていただいて、当面はこのような機器を使いながら、課題解決ということに向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） お互いに同じレベルでないとメール等の D X での申請ができないと思うんですけど、ただ、これ、国でもそういうことを進めていますし、日本全体をとっていても外国の話、各国とか中国では田舎でもカードというか、使えるというような話も聞きますので、そういうことをぜひ進めていただきたいし、この点について村長はどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 補助金の手続きが面倒であるというのはわかるんですが、こちらもいわゆる税金、いわゆる公金ですね、取り扱っているんで、適正な審査をし、そして実績を確認し、お支払いをするということでありますので、その手続きはやらなきゃいけないんですが、なるべく今、言いましたように、D X も取り入れながらということで、これはまた庁内で検討してまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） その点はもう、これ以上は言いませんけれど、ただ、役場の職員にしても、受けたというか、もらったものを確認して、また封筒へ入れて出すと。これも非常に手間とお金がかかるので、私はそういうことに関しても見直しをすべきではないかというふうに思いますので、ぜひそういうことを推進していただきたいと思います。

それでは、4 番目の質問ですが、最低賃金の上昇を踏まえての予算への影響はと。

当然これ予算への影響はいるんですが、2025 年度の最低賃金の目安は、過去最大の 63 円が引き上げられました。全国加重平均は 1,118 円となります。長野県最低賃金の上昇は 63 円、現在の時給 998 円から引き上げられ、10 月 1 日施行で 1,061 円となる予定ですが、補正額の見込みをお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 現在の会計年度任用職員等の報酬の単価は、最低でも 1,127 円となっており、県の改定後の最低賃金を 66 円上回っていますので、10 月の改定は行わない予定でございます。したがって最低賃金上昇に関わる補正も行わない予定でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 3 番、小山議員。

○3 番（小山正博議員） それを聞いて安心しましたがけれど、私の調査が少なかったり、単純に引き上げなきゃいけないかなと思ったものですから。

それと今までのいろんな面で上がった、物価がインフレで燃料代、それから電気代等が上がるということで、ほかの同僚議員からも使用料の見直し等の話が合って、それは課長会で検討を始めたということで、それは当然やるべきことだし、やっていただいたほうが、こういう財政負担についてこれからは来年についても、最低賃金、政府の 1,100 円、1,200 円という目標がありますので、そういう意味でさらなる何ていうんだろう、収入源の確保

ということをしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長(鎌田欣子議員) 以上で3番議員の一般質問は終了しました。途中でございますが、ただいまから暫時休憩とします。再開はこの時計で2時20分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長(鎌田欣子議員) 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇ 玉 井 玲 子 議 員

○議長(鎌田欣子議員) 順番7、1、温泉施設について、2、公民館のWi-Fi設置について。4番、玉井玲子議員。

4番、玉井議員。

○4番(玉井玲子議員) 4番、玉井玲子です。これから9月議会一般質問を始めさせていただきます。

初めに、温泉施設についてです。

先ほど11番議員もおっしゃっていましたが、今回の議会で温泉施設についての質問者がとても多く、私で4人目になります。それだけ皆が注目している事業であり、問題や課題が多い事業なのだと感じております。一部質問が少し重なる部分もあるかと思いますが、少し違う角度から質問をしていきたいかと思います。

1つ目、冠着荘の指定管理が令和8年3月31日までになっております。今後の計画はどのようになっているのか、また、指定管理者の見直しは検討されたのか、お伺いいたします。

以下の質問は、質問席からさせていただきます。

○議長(鎌田欣子議員) 観光課長。

○観光課長(宮下 聡) それでは、お答えいたします。

冠着荘の指定管理については、現在、温泉施設運営等検討委員会で検討いただいておりますが、検討委員会の意見としては、今回、指定管理での運営が望ましい方向性を出していただきました。ただしまだ検討中であり、提言書の提出には至っていない状況でございます。

方向性を出していただきましたので、今後につきましては新たに募集を行い、応募者の選定、決定、議会承認というスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井玲子議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。今後、指定管理の募集をということでしたけれども、時期的には何月ごろに募集をかけて、何月に決定をするというタイムスケジュールなどがありましたら、教えてください。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 募集につきましては、準備ができ次第、募集をかけたいと思いますが、10月以降の募集になる予定でございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 今、指定管理を行っていただいている信州観光開発様、それ以外にもまだ募集すれば名乗りを上げてくださる企業もあるかもしれないので、そこに期待していきたいかと思えます。

それでは、2つ目の質問をいたします。信州観光開発との連絡は密に行われているのでしょうか。役場との連携に問題は生じていないのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） それでは、お答えいたします。指定管理者である信州総合開発様との連絡体制ですが、通常の連絡体制につきましては、担当者とメール及び電話等で進めております。また、冠着荘の管理運営で問題点や村民からの要望等が発生した場合は、村長も同席して現地等で責任者を交えて打ち合わせを行っております。

今年度においては、協議を3回行いました。営業中の旗を出すこと、職員配置や接客態度など、改善された部分もあります。双方で問題の発生の都度、協議を行っていますが、対応が-okれている点もあり、定期的な連絡をとるように心がけています。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 次の料理人が見つからずに合宿を断っているというようにお話を伺いいたしました。今後、どのような対策をしているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 料理人につきましては、10月までは2人体制で行っていただけるというように聞いております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 11月以降の合宿などがどのようなになるのか、ちょっと心配をしております。また、11月の合宿などはちょっと問い合わせをしたところ、断られたとい

うような話もお伺いいたしました。そのようなところ、どのようにしていくのか、心配はされるかと思います。

また、入浴の券売機が故障してから、今回の補正予算で購入を決めるまで、だいぶ時間がかかっていました。もっと話し合いが必要なのではないのかなというふうに私は感じました。これからも問題が起きたときには、すぐに対応ができるように連携をしっかりしていったほしいと思います。その点についていかがでしょうか。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 券売機につきましては、信州総合開発と打ち合わせをする中で、9月補正ということでだいぶおくれてしまい、利用者の皆さんにはご迷惑をかけたと思います。今後はなるべく早めの対応を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。できるだけ早く対応をしていただけるようにお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。3番目、昨年度とくらの合宿の宿泊人数と団体数、一般宿泊者の人数をお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） 昨年度のとくらでの合宿、宿泊者数及び団体数ですが、宿泊者数が延べ人数で1,211人、団体数は24団体でした。また、一般の宿泊者数は延べで2,320人でした。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） わかりました。成果説明の資料を見ると、令和5年度は合宿が692人、一般が1,685人というふうに出ておりました。また、1人当たりの客単価といいますか、その部分でも令和5年度は合宿ですと6,248円、一般が8,419円、令和6年度が合宿が6,577円、一般の方が9,767円というふうに出ておりました。どちらも利用人数も伸びたり、数字が上がっていることがわかります。この調子でもっと売上増を期待していきたいかと思います。令和7年度の数字などもこれから注視していきたいかと思います。

次に、4番目、とくらの合宿の受け入れの基準はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 観光課長。

○観光課長（宮下 聡） お答えいたします。予約の受け入れ基準は特にはございませんが、お盆等の繁忙期は予約を受け入れていないのが現状であります。合宿を受け入れてしまうと、一般のお客さんの受け入れが困難になることや、一般のお客様へのサービス低下につながってしまうため、受け入れを行っていないとのことです。

また、碧館の宿泊定員は48名で、この人数を超える予約のあった場合や、複数の団体

の予約において定員人数を超える場合は、合宿をお断りする場合がございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） お話をお伺いしましたら、合宿と一般のお客様は一緒にとらないようにしているという話ですとか、特に3連休のときには合宿は断って一般のお客様を優先するというような話もお伺いいたしました。忙しくて大変だとは思いますが、合宿のために碧館をつくられたという話も聞きました。そこを最大限に生かして、合宿の方と、それから一般の方と両方を工夫して受けていっていただくようにしていただきたいなというふうに考えております。

5番目、とくらの指定管理も将来的には周辺のスポーツ施設とセットで検討したいという回答を前の質問のときにもお伺いしましたが、具体的には何年後くらいのところで想定をしているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） これは私が回答するのはいかがかとは思っております、この何ていいますか、とくらと、それから周辺のスポーツ施設、これをいわゆる指定管理制にして、一体で運営していくことが、行政としては私は望ましいと思っています。そういう中で、私の何ていいますか、これ、思いなんです、今、第2世代の地方創生交付金というのがございまして、これはかなり自由度の高い精度でございます。そういった財源を今後、積極的に研究して、ある程度何ていうんですか、魅力ある施設にして、それで指定管理に持っていければというふうに思っておりますが、いずれにしても財源の研究をした上で、そういう方向性で進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） やはり先ほどの前の質問の、議員の話でも出ていたように、冠着荘の指定管理をしているところなどは、やはり村からの支出が減っているという現実があるかと思います。やはり指定管理者に任せていくというところ、そうやって村直営ではなくて、切り離していく、そのところに効果はやはり大きくあるのかなというふうに感じております。すぐには難しいかと思いますが、それを実現させるために、着実に進めていっていただきたいかと思います。

では、次の質問に移ります。2つ目、公民館のWi-Fi設置についてです。

Wi-Fiの設置については、以前から要望しております。検討はしているのか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） では、公民館のWi-Fi設置について、お答えいたします。

公民館のWi-Fi設置につきましては、住民の利便性、それから観光振興といった効果が期待されます。一方で、不特定多数の方が利用することによりセキュリティ上の

リスクですとか、設置維持にかかる経費が相応に必要なになります。このことから費用対効果が十分に見込むことができないものが現状です。そのため現在では導入する予定はございません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） 前の質問でも、前回質問したときにも同じような回答を得たような思いがありますが、やはり現在、会議やグループ活動を行うときでも、ネットで調べたりですとか、Y o u T u b eを使ったりですとか、W i - F i環境はとても重要で、多くの公共施設に設置されているのが現実だと思います。

私が参加している手話講座でも、W i - F iが使用できればY o u T u b eを視聴しながら学習ができるのですが、それができないのでW i - F iを入れてほしいという声があります。

次の2番目になりますが、ポケットW i - F iの試験的な導入を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（山田隆宣） ポケットW i - F iの試験的導入ということで、お答えいたします。

こちらにつきましては、通信環境が比較的簡単に提供できるという利点があるということは認識しております。やはりしかしながら先ほどの常設のW i - F iと一緒に、不特定多数の方が利用される公共施設ということ、それからセキュリティ上の懸念、それから同時接続数、それから通信速度の利用状況がどうしても大きく左右されるということ、あと十分な回線容量を確保できるか、数値的な見込みが立てにくいといった課題があります。

また、どのような利用をされるのかということが、私どものところでも具体的な計画性というのが今のところございません。

そういったことも考慮しまして、どうしても経費、それから利用効果との均衡ということを実際にも使用料の質問にもありました。そういったことを考慮していきますと、現時点での試験的に導入する予定はございません。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 4番、玉井議員。

○4番（玉井玲子議員） いろいろ問題もあるかと思いますが、今、多くの施設で、やはり公民館ですとか、公共の施設、入っているのがだいぶ当たり前になってきているのではないかなというふうに思います。いろいろなところでW i - F iを使っのウェブ会議なども、とても増えてきているのではないかなというふうに思います。そういうときにもやはりW i - F iが使えないと、筑北村のところは、この中央公民館などでは会場の提供というところも難しいのかなというふうに考えたりします。やはり会議の面など問題はあ

ったり、いろいろ資金面とかあるかと思いますが、試験的にどういう需要があるのか、そういうアンケートですとかどういう、そういう調べていただくですとか、そういうところ、少しずつでも進めていただけることを願います。

以上で私、4番、玉井の質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田欣子議員） 以上で4番議員の一般質問は終了しました。

◇ 藤 原 孝 一 議 員

○議長（鎌田欣子議員） 順番8、1、ふれあい広場周辺の整備等進捗状況について。5番、藤原孝一議員。

5番、藤原孝一議員。

○5番（藤原孝一議員） 5番、藤原です。1期4年、最後の一般質問となります。

これまでの一般質問等でも何回か質問しているふれあい広場周辺の整備について、現在までの関係部署間の調整等、進捗状況を4点お伺いいたします。

1としまして、駐車場が不足しているので、早急に関係部署で調整するとの回答だったが、どの範囲の関係部署で調整が現在、進んでいるか、伺います。

以下は質問席にてお伺いします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） それでは、ふれあい広場周辺の駐車場についてでございますが、こちらは教育委員会とイベント時において、周辺道路の空きスペースを臨時に活用するということで対応してきた経緯がございます。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原孝一議員。

○5番（藤原孝一議員） この駐車場の件については、今、教育委員会とイベントごとというようなお話でありましたが、全体的に、そのときの質問したときの感覚からしますと、教育委員会だけではなくてほかの人たちも使うときに駐車場が足りないというように、私としては解釈をして、今回そういう話をお聞きしました。やはり今、それぞれの、教育委員会のイベントといいますか、についてはそういうことで場所を選定しながらやっているということでございますけれども、あの場所を選定といいますか、場所については明確に駐車場的な要素のものをつくらないと、多分道路への駐車、それからかなり離れて歩いていくという状況になろうかと思います。

そういったことも考える中で、やはり駐車場をあの周辺で何とか、用地的な問題ももちろんありますけれども、考えていくと、より使いやすくなるのではないかと思いますので、これについては今後について、今後にもそういう検討もしていただければなというふう

に思います。

それでは、あと3点ですけれども、これについても前回の一般質問でもお聞きしている内容で、1年ほどたちます。その状況がどのようになっているかということで、お聞きしていきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1つは、2番目としまして、小仁熊ダム周辺を含めた一体的な開発を業者に提案をするか、財政見通しを踏まえ、庁内で検討したいとの回答がございました。現在までの部署がリーダーシップをとって、どこまで検討されているか、お伺いをします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） こちらも藤原議員から再三ご質問いただいている点でございます。一体的な開発をノウハウのある業者さんにご提案を依頼するというところでございますが、現在、そのノウハウのある業者様からのご提案があれば庁内で検討したいということでございまして、こちら側から計画を立て依頼するという状況には至ってございません。

以上が現状でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） この件に関しても、村長の回答については今、言いましたように、一体的に開発をする業者がいれば、その提案を依頼していきたいと。するかというふうに私は聞いたつもりでいます。それは財政見通しを踏まえ、庁内で検討したいとの回答だったと記憶しております。確かに一体的に開発をしていただく業者があれば、これは一番いいことですが、そういうところが現段階として、これ先ほど言いましたように、1年たつんですけれども、ない。それならば、では、こういうことをどういうふうにしていくかということ、やはり庁内で、村長がよく言います横のつながりを持ってということですので、そういう形で何らかの形のことをやっているのかなというふうに思って、これも聞いているんですけれども、こちら辺も今のご回答ですと、そういう業者があらわれたときに庁内で検討するというふうに今、お答えをいただいたような気がしますが、そのような形でダム周辺については考えているのか、もう一度お聞きします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） この場所問題で、ダム周辺ということではございますけれども、私はどちらかというと、とくら及びその周辺のスポーツ施設、それからふれあい広場、あとそこにダムが附属するというような意識でございますけれども、先ほどの玉井議員の質問の中で、いわゆるこういった部分というのは、村の中でも有力な観光資源と考えておまして、やはり整備するには先ほど言いましたように、第2世代地方創生交付金の活用が結構魅力的ではないかということで、現在、これは高森町の保養施設がこの推薦に手を挙げて、動向を見ているところでございますけれども、やはりそういった先進的な事例を参考にしながら、うちの村は取り組んでいければというふうに考えておまして、そういったところも含めまして、なかなかこれは着手がおくれておるんですけれども、私としては今、そういう考えでございます。

以上でございます。

○議長（鎌田欣子議員） 5 番、藤原議員。

○5 番（藤原孝一議員） わかりました。小仁熊ダム周辺を含めたというのは、当然ふれあい広場から始まって、全体的なイメージを持たれていると思いますし、私もそういう方向でというふうに思います。

そんな中で、やはりなかなか進まないのが現状ではないかと思しますので、この辺もう少し前向きに進めていただければなというふうに思っております。

今、3 点お聞きしました。4 点目でありますけれども、これも前回お聞きして、1 年たって動きがないというところのことで、再度お聞きしたいと思っております。あのふれあい広場のところに、ダムの関係であずまやが、湖畔の道路の反対側のところにあずまやがあるわけですが、その周辺、もう木が大きくなって、周辺が見えないということについて、前回教育委員会の回答としては、草刈り等々の整備についてはできるけれども、それ以上の、これ、それ以上のという意味だと思えますけれども、ハード的なところはできないというような回答がありました。そうはいってもますます1 年もたってきますと、よけいダム周辺の木や竹が多くなって、道路からダムが見えなくなったり、四阿屋山方面の山々も見えないという状況になっております。これらの整備を進めていくことができないかどうか、お伺いするとともに、先ほど言いました、この場合も横のつながり、各課間の横のつながりで教育委員会ができる部分、また、例えばですけれども建設なり産業なりができる部分というのはあると思います。その辺の話をすることによって、あずまやのところの木を切るのは、大木を切るわけではないので、やはり見ていただいて、やれるのはやって、やはり先ほどの村長の話もありましたように、ダム周辺についてのそういう来ていただける人たちが、やはり「ああ、よく見えるな」ということ、それと小さい子供からお年寄りまで一緒になって遊べる場所ですので、そういう環境づくりをしていただきたいと思いますが、この辺の整備について進めていくことができるかどうか、お伺いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） 今、ご質問がありましたダム湖周辺の整備の状況ということで、現状だけお話しさせていただきますと、周辺道路の草刈りは施設の管理人、あるいはボランティアの方々、あと奈良井川の改良事務所と職員とで毎年共同作業で行っているということで、こちらは建設課、それから観光課、それと産業課の職員が協力して作業に当たっていただいております。草刈り等についての整備については、現状のとおりでございます。

それからあずまや周辺の木が大きくなり、周辺が見えないということについては、これは認識をしております。道路からダム湖に咲く古代ハスが見えにくくなっているということも承知をしております。また、この件に関して、奈良井川改良事務所に問い合わせしたところ、整備するのなら村側で行うよう求められているところでございます。サイノコイチャにつきましては、建設課、先ほどありましたように観光課、教育委員会含めまし

て、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） わかりました。先ほど言われましたハスのところについては、桜の木が植えてあるところの下のところ、ちょっと広場になっていて見えるところがあります。そこは行くたびに見ていると、あ、草を刈ってあるなど、よく見えるようになったなど。ただ、そこから向こう側は竹が多かったり、見えにくいなというように思っています。ですから実際にそういうふうにやっていただいているのは、把握はしております。特にあそこを通る、いろんな関係で通っていますので、ずっと見ています。

教育委員会のほうでやっていただいているのは、木を切って、そのあとバックホーで抜根をしたというところは見ております。徐々にいろんなことをやってはいただいているんですけど、私、先ほど言ったのは、そこでふれあい広場からすぐ上がった左側のところで、上がっていくあずまやです。そこについては小さい木とか、上がっていく歩道のところの草とか、そういうのは刈っている、また、刈っているところの状況は把握しているんですけども、そこに上がって見えない木があるわけです。だからそんなに大きい木というよりも、伸びている木みたいな感じですね。だからあれは検討いただければ、やれる内容ではないかと。そうするとそれだけでも見えると思います。

やはりあそこをそういうあずまやがあるのに、上がったら何も見えないと言っている人たちも結構いるので。だから、ああ、せっかく来たんだから高いところから見ようと思ったときに、行ったらそういう状況だったということもありますので、やはりそこら辺、全体をよく見ていただいて、やれるところからというところで進めていただくと、せっかく先ほど言われたように、湖畔のところを木を切ったり草刈りやつてもらって、ちょうどハスが見えるときに、それを見られる状況にはなっていると思いますけれど、一番ふれあい広場の近くで見えるところはあずまやのところまで上がって見るのが一番周りがよく見えると思いますので、そこら辺のところも検討いただけるかどうか、もう一度村長のご回答をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 村長。

○村長（太田守彦） もう一度私、現地を確認して、また職員とともに現場を確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 5番、藤原議員。

○5番（藤原孝一議員） ぜひ、村長もあの周辺に関しては、やはり場所的にはそういういろんな意味でのところとして整備をしていきたいという思いは、前回お聞きしておりますので、その辺、見ていただいて、検討をいただければありがたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 通告されました一般質問は、以上で終了しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、今後の予定は、12 日金曜日午前 9 時から、定例本会議第 3 日、議案審議、採決を行います。

本会議終了後、全員協議会を行います。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 5 5 分